

秋田県文化財調査報告書第530集
払田柵跡調査事務所年報2022

払田柵跡

— 第156次調査・関連遺跡の調査概要 —

2023年3月

秋田県教育委員会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

題字 新野直吉 書

弘田柵跡調査事務所年報2022

ほつ た の さく あと

弘田柵跡

— 第156次調査・関連遺跡の調査概要 —

2023年3月

秋田県教育委員会
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所

序

史跡払田柵跡は、管理団体の大仙市による環境整備が順調に進み、県内外から多くの見学者が訪れております。史跡の内容を解明するため調査を継続している当事務所にとっても、その成果に基づいて整備された史跡公園に地域の方々が集い、ふるさとの誇りとなっていることは、喜びに堪えないところであります。

令和4年度は、第10次5年計画（令和元～5年度）の4年次として、真山と長森の間の沖積地において第156次調査を行い、9世紀末の溝跡とそれが接続する河川の位置を確認しました。出土した須恵器系中世陶器の壺は、長森西端部にある中世墓地との関係が考えられます。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ったうえで、2年ぶりに「あおぞら講座・遺跡見学会」を開催し、調査成果を公開することができました。

関連遺跡の調査は、横手市雄物川町造山地区での調査で奈良時代の竪穴建物跡を検出し、新たに十足馬場東遺跡の発見となりました。

さらに、平成29年に出土した第7号漆紙文書について、以前「小勝城」の文字を発見していただいた近畿大学の鈴木拓也先生から、残っていた断片の接合と釈読に関する御寄稿をいただきました。ほぼ原形に近い接合をしていただき、先生には感謝申し上げます。

本書はこのような調査成果をまとめたものです。様々な機会に御活用いただければ幸いに存じます。

最後に、発掘調査及び本書の作成にあたって指導、助言を賜りました文化庁文化財第二課、宮城県多賀城跡調査研究所に感謝申し上げますとともに、史跡管理団体である大仙市、並びに美郷町、美郷町教育委員会の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。また、関連遺跡の調査では、地権者の方々、造山の歴史を語る会、横手市、横手市教育委員会より多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

令和5年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

所長 磯村亨

例　言

- 1 本年報は、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が令和4年度に実施した調査研究事業である、史跡払田柵跡第156次調査並びに関連遺跡調査及び調査成果の普及と関連活動の成果を収載したものである。
- 2 附編は、第7号漆紙文書の接合及び釈読を継続して研究されている近畿大学文芸学部鈴木拓也教授から御寄稿いただいたものである。
- 3 本年報に使用した地形図は、国土地理院発行25,000分の1地形図「六郷」（第1図）である。
- 4 発掘調査及び本年報作成にあたり、史跡払田柵跡調査指導委員である秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長 新野直吉氏、富山大学名誉教授 黒崎直氏、秋田大学名誉教授 熊田亮介氏、宮城県教育庁文化財課技術主査 村田晃一氏から指導を賜った。
- 5 本年報を作成するにあたり、次の方々より御教示をいただいた。記して謝意を表する。

伊藤武士（秋田市立佐竹史料館） 神田和彦（秋田市立秋田城跡歴史資料館） 小松正夫（由理柵・駅家研究会） 澤谷敬（横手市教育委員会） 島田祐悦（横手市教育委員会） 鈴木拓也（近畿大学） 高橋一倫（大仙市太田公民館） 高橋学（雄勝城・駅家研究会） 造山の歴史を語る会 藤原正大（横手市教育委員会） 星宮聰仁（大仙市観光文化スポーツ部） 山形博康（美郷町教育委員会）
- 以上 五十音順、敬称略
- 6 調査に係る全ての資料は、秋田県教育委員会が保管している。
- 7 本年報は、当事務所長の指導のもと、谷地薰が作成・編集した。

凡　例

- 1 遺構等の実測図は、世界測地系（測地成果2000）による平面直角座標系第X座標系を基準に作成した。実測図・地形図中の方位は座標北を示し、磁北はこれより7度30分00秒西偏し、真北は0度10分38秒東偏する。詳細は『払田柵跡調査事務所年報2005』（2006年3月刊）の第3章第3節2を参照いただきたい。また平成27年度第149次調査の調査杭打設にあたり、平成16・17年度打設の基準杭とそれ以前に打設した基準杭の水準値について、数十cmのずれが確認された。これは国土地理院による改測や水準測量原点の変更等、複合的な要因によるものだが、既報告の調査成果に係る水準値を二次的に使用する際には、補正が必要となる場合があるため、当事務所まで問い合わせ願いたい。
- 2 断面土層図等の土色の表記は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖』（19版1997年）に拠る。
- 3 基本層序は、ローマ数字（I、II…）、遺構堆積土はアラビア数字（1、2…）で表記した。
- 4 出土遺物のうち酸化炎焼成によるロクロ整形土器については、内面のみ黒色処理のものを内黒土師器、黒色処理されていないものを土師器と記載した。
- 5 出土遺物の実測図で須恵器は断面黒塗りとした。
- 6 遺物観察表中、残存率1/2未満の計測値は（ ）で記載した。

払田柵跡調査事務所年報2022

目 次

序

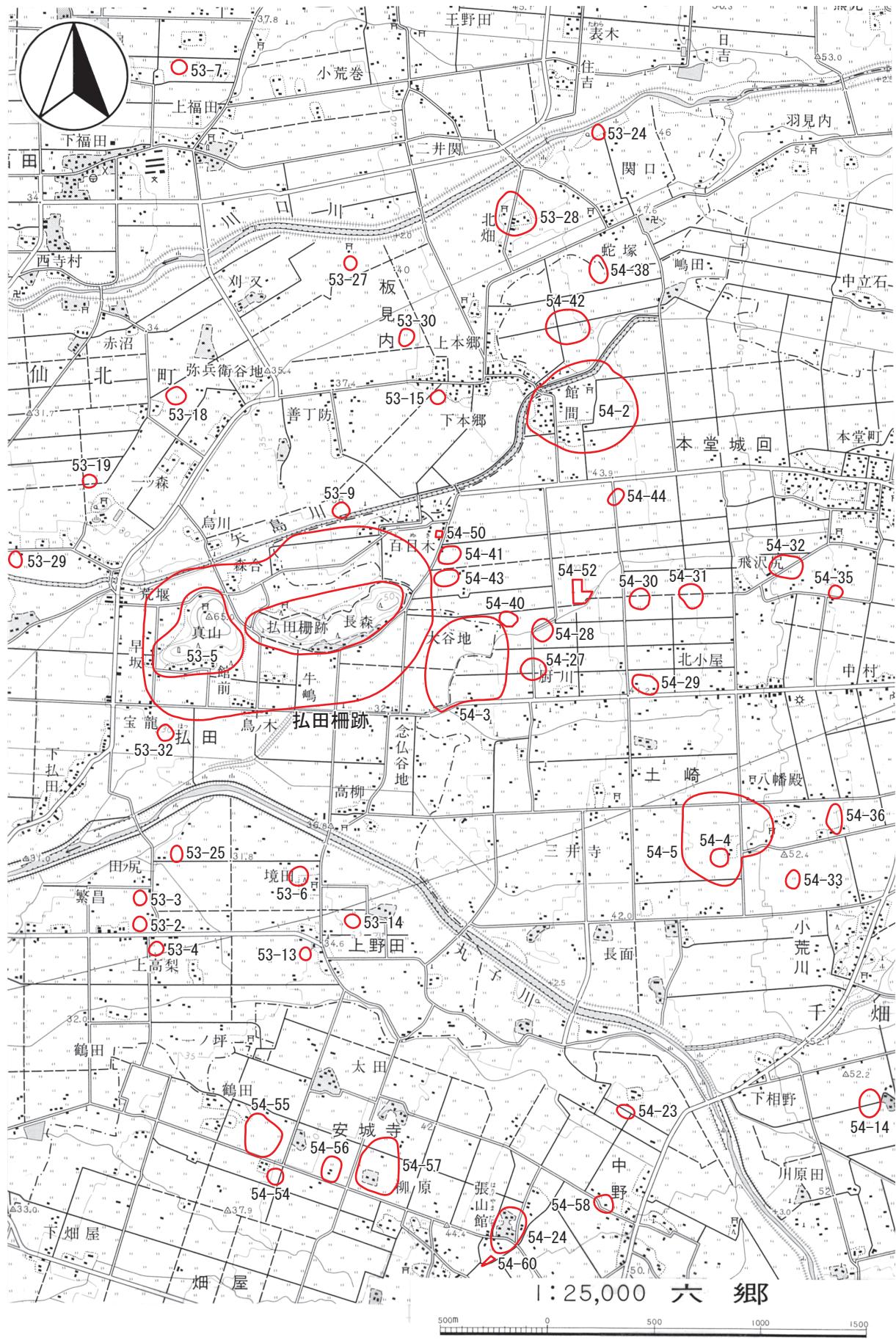
例言・凡例

目次・挿図目次

第1章 遺跡の概要	1
第2章 調査研究事業の計画と実績	
第1節 史跡払田柵跡調査第10次5年計画（令和元～5年度）の概要	5
第2節 本年度事業の計画と実績	6
第3章 第156次調査の概要	
第1節 調査の目的・課題、調査経過	9
第2節 検出遺構と遺物	11
第3節 小結	13
図版	25
第4章 関連遺跡の調査	
第1節 調査に至る経緯	31
第2節 調査の概要	32
第3節 小結	33
図版	38
第5章 調査成果の普及と関連活動	
第1節 普及事業	39
第2節 関連活動	39
第3節 史跡払田柵跡の現状変更	40
払田柵跡調査事務所要覧	41
払田柵跡調査事務所の沿革	42
附編 扟田柵跡第一五一次調査出土第七号漆紙文書の接合と再々釈読	53(1)
報告書抄録	54

挿図目次

第1図 扉田柵跡周辺の主な古代～中世の遺跡位置図	iv
第2図 扉田柵跡調査実施位置図	8
第3図 長森南西部の区画施設と扉田柵跡第156次調査 トレンチ位置図	14
第4図 扉田柵跡第156次調査遺構配置図	15
第5図 I P列トレンチ平面図・断面土層図	16
第6図 I M列・I N列トレンチ平面図・断面土層図	17
第7図 I H列トレンチ平面図・断面土層図	18
第8図 I D列トレンチ平面図・断面土層図	21
第9図 出土遺物実測図(1)	22
第10図 出土遺物実測図(2)	23
第11図 出土遺物実測図(3)	24
第12図 造山地区の地形と調査地位置図	31
第13図 十足馬場東遺跡O-1トレンチ平面図・断面 土層図	34
第14図 十足馬場東遺跡S K P 01～03柱穴跡平面図・ 断面土層図	36
第15図 猫袋遺跡N-4トレンチ平面図・断面土層図	36
第16図 関連遺跡調査出土遺物実測図	37
附編	
第1図 第7号漆紙文書A面実測図と釈文	47(7)
第2図 第7号漆紙文書写真(A面全体赤外線)	46(8)
第3図 第7号漆紙文書写真(A面部分赤外線)	46(8)
第4図 第7号漆紙文書B面実測図と釈文	45(9)
第5図 第7号漆紙文書写真(A面破片接合状態)	45(9)
第6図 第7号漆紙文書写真(B面全体赤外線)	44(10)
第7図 第7号漆紙文書写真(B面部分赤外線)	44(10)



第1図 払田柵跡周辺の主な古代～中世の遺跡位置図

第1章 遺跡の概要

史跡払田柵跡は、秋田県内陸南部にある横手盆地の北部、大仙市払田・仙北郡美郷町本堂城回に所在する。JR奥羽本線大曲駅から直線距離で東方約6km、政庁跡中央部の経緯度は、およそ北緯39度28分06秒、東経140度32分57秒である。

横手盆地は、県下最大の盆地で、東西約15km、南北約60kmの広さを有し、東側には奥羽山脈がそびえ、西縁は低平な出羽山地によって限られる。盆地を南北に貫流する雄物川は、大仙市花館付近で南流してきた玉川と合流した後、西北西へ流路を変えて出羽山地を横断、秋田平野へと流下して日本海に注ぐ。玉川と雄物川の合流点から払田柵跡までは直線距離で約9kmである。

奥羽山脈から西に向かって流出する小河川は、盆地東縁に沿って多くの扇状地を発達させている。払田柵跡は、真昼川によって形成された扇状地と、その南方を流れる釜渕川による扇状地が複合して形成された千屋扇状地に最も近く、その西の扇状地前延扇状構造低地に立地する。標高35m前後の低地の中に、細粒凝灰岩を伴う硬質泥岩（女川階吉沢川層）からなる真山、長森、一つ森の3丘陵があり、このうち真山、長森が払田柵跡内に取り込まれている。真山頂上は標高64.7m、長森頂上は標高53.5mである。払田柵跡の北側を川口川、矢島川（烏川）、南を丸子川（鞠子川）が西流している。

払田柵跡の発見は、明治35・36（1902・03）年の千屋村（現美郷町）坂本理一郎（東嶽）による溝渠開鑿の際や、明治39（1906）年頃から開始された高梨村（現大仙市）耕地整理事業の際に土中に埋もれ木があると知られたことが端緒となっている。その後、この埋もれ木について地元の後藤寅之助（宙外）・藤井東一（甫公）らが注目し、歴史的遺産と理解された。

昭和5（1930）年3月に高梨村が調査を実施したが、その中心となったのは後藤寅之助であった。さらに同年10月に文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われ、遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、昭和6（1931）年3月30日付で秋田県最初の国指定史跡に指定され、昭和63（1988）年6月29日付で史跡の追加指定があって現在に至っている。史跡指定面積は899,380.97m²（国土調査後）である。

払田柵跡周辺においては、昭和48（1973）年に「新農村基盤総合整備パイロット事業」が計画され、史跡内の農道拡幅・新設・舗装、丘陵の公園化などが計画された。しかし文化庁からは、史跡内容が未解明であり、許可判断の目安すらない状況であることから、指定地内の現状変更について不許可方針が示され、同時に県が主体となり史跡内容を確認するため学術調査を継続することが不可欠であると指導された。さいわいにも管理団体である仙北村（後の仙北町、現大仙市）及び地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外され、以後協議を重ねて県・村・国の三者による役割分担が行われた。第一に秋田県は史跡の実体を解明するため、昭和49（1974）年4月に「秋田県払田柵跡調査事務所」（昭和61年4月「秋田県教育府払田柵跡調査事務所」と改称）を設置し、計画的に発掘調査を進める。これは史跡が2つの自治体（旧仙北村及び旧千畠村）に跨がって所在する点、及び高度な行政判断を伴う専門性を考慮した国（文化庁）の指導である。第二に地元仙北村は、史跡の重要な箇所を保護するために公有化を進めるとともに、学術的な調査成果に基づいた史跡公園として整備する。第三に国（文化庁）は、県による学術調査事業及び村による土地公有化・環境整備事業につい

て、長期的な計画として指導するとともに、国庫補助事業として承認する。このように、地元自治体により公有化された史跡の重要箇所が調査地として提供され、その調査成果の蓄積が環境整備事業に反映されるとともに、地域住民や県民、ひいては国民に活用される形で還元されるという、史跡、埋蔵文化財保護のモデルともいえる体制が構築されたのである。

史跡払田柵跡は、真山、長森を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなり、長森の中央部には政庁がある。政庁は板塀で囲まれ、正殿・東脇殿・西脇殿や附属建物群が配置されている。これら政庁の建物には5時期（第I～V期）の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は10世紀後半である。政庁の調査成果は昭和60（1985）年に報告書『払田柵跡I－政庁跡－』として公刊された。

区画施設である外柵は、真山、長森の二つの丘陵を囲む東西1,370m、南北780mの楕円形で、延長約3,600m、外柵によって囲まれる範囲の面積は約878,000m²、外柵内の標高は32～37mである。外柵は1時期の造営で、杉の角材を密接に立て並べた材木塀と東西南北の八脚門からなる。材木塀は、外柵南門西方で河川の流路と交差し、この部分には当初から材木塀が設置されず開口していた。

外郭は、長森のみを取り囲み、東西765m、南北320mの楕円形で、面積は約163,000m²である。外郭線の延長は約1,760m、石墨（南門脇）、築地塀（東・西・南の山麓）、材木塀が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に4時期にわたる造営が認められる。なお外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称されていたが、それまでの調査成果を踏まえ、平成8（1996）年から呼び替えたものである。これら区画施設の調査成果は、平成11（1999）年に報告書『払田柵跡II－区画施設－』として公刊された。

外郭では、長森中央に位置する政庁の東側に実務官衙域、西側に2か所の鍛冶工房域の存在が明らかとなり、調査成果は、長森北側の調査成果とともに平成21（2009）年に報告書『払田柵跡III－長森地区－』として公刊された。

出土品には、須恵器・土師器・瓦質土器・綠釉陶器・灰釉陶器・青磁（越州窯系）・瓦・硯などのほか、紡錘車・坩堝・羽口・支脚などの土製品、石帶・砥石・金床石などの石製品、鉄鎌・鎌・刀子・釘・紡錘車などの鉄（銅）製品、鉄（銅）滓類、斎串・曲物・挽物・鋤・楔・絵馬（2点）などの木製品、漆紙文書・木簡・墨書土器（朱書もあり）・籠書土器などの文字資料がある。

漆紙文書は7点出土している。「事力長」「官物」等の文字が読める公文書、「具注曆」断片、「宮城郷」の「口（構成員）」の稻の請求額を記録した出舉関連文書、「秋田城」「小勝城」が併記され「大目岡本」の名がある兵糧に関わる帳簿などである。

木簡（刻字のある柵木15点を含む）は108点確認されており、「飽海郡少隊長解申請」「十火大粒二石八斗八升」「白春米一斗六升」「嘉祥二年正月十日」「小針口公調米五斗」などと記された文書・貢進用木簡があり、「別當子弟大伴寧人」「鹿毛牡馬者」「矢田部弓取」「北門」「狹藻」（以上墨書）、「山本」「最上」「最上四」「禰木田」「一三口木二」「全二」「行」（以上刻字）などの文字もある。

墨書・籠書土器は第155次調査までに676点出土・採集されており、一少隊御前下・大津郷・鷹空上・懺悔・小勝・音丸・北門・北預・厨家・鞍大・中大・中万・厨・官・舎・館・磨・宅・新・吉・秋・郡・千・主・長・酒・安・賀・全・成・前・伴・部・左・文・名・上・下・矢・車・工・益・山・就・立・生・平・延・圓・集・大・木・中・仲・犬・方・継・廳・春・又・十・七・没（以上墨書）、「出

羽〔〕郡口男賀凡酒杯」（籠書）などの文字が認められる。

管理団体大仙市は、昭和54（1979）年度から保存管理計画に基づく遺構保護整備地区の土地公有化事業を進め、昭和57（1982）年度からは調査成果に基づいて環境整備事業を実施している。さらに平成3（1991）年度から「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門や大路東建物、河川・橋梁の復元整備、ガイダンス施設（払田柵総合案内所）の設置などを行い、平成7（1995）年度からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政府東方の官衙建物の整備などを実施した。平成10～12（1998～2000）年度には、外郭西門の門柱及びこれに取り付く材木塀の復元整備を、平成13（2001）年度からは外郭北門から東門周辺の整備事業を行った。平成29（2017）年度は外郭北東部環境整備事業として外郭北門周辺の張芝及び木道の設置、外郭北門・材木塀・櫓の名称板を設置した。令和元（2019）年度は、平成29年の豪雨災害により崩落した真山南斜面及び長森南斜面の復旧工事を実施した。令和3（2021）年度からは、復元外柵南門等の再整備事業を行っている。

また、平成18（2006）年度より、埋没遺材の保護管理を目的として、外郭北門周辺低地部の6か所に水位計を設置しており、継続的な水位の観察が続けられている。

なお、令和3（2021）年度までに実施した48年間の発掘調査面積は、秋田県埋蔵文化財センター（第102・128・131・134・138・143・145・147次）・大仙市（旧仙北町）、美郷町（旧千畠町）調査分を含めて、延べ56,858m²（重複調査分を差し引くと実質53,524m²）であり、史跡指定面積（899,380.97m²）のうちの約6.3%（実質約6.0%）にあたる。

【第1表の文献】

- | | | |
|-------------|------|--|
| 1 秋田県教育委員会 | 1981 | 『内村遺跡』秋田県文化財調査報告書第82集 |
| 2 秋田県教育委員会 | 1981 | 『秋田県の中世城館』秋田県文化財調査報告書第86集 |
| 3 秋田県教育委員会 | 1996 | 『遺跡詳細分布調査報告書』秋田県文化財調査報告書第267集 |
| 4 秋田県教育委員会 | 2001 | 『遺跡詳細分布調査報告書』秋田県文化財調査報告書第324集 |
| 5 秋田県教育委員会 | 2004 | 『遺跡詳細分布調査報告書』秋田県文化財調査報告書第380集 |
| 6 秋田県教育委員会 | 2005 | 『厨川谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第383集 |
| 7 秋田県教育委員会 | 2005 | 『中屋敷II遺跡』秋田県文化財調査報告書第384集 |
| 8 秋田県教育委員会 | 2007 | 『秋田県遺跡地図（仙北地区版）』 |
| 9 今村義孝校注 | 1966 | 『奥羽永慶軍記（上）（下）』人物往来社 |
| 10 大仙市教育委員会 | 2006 | 『大仙市市内遺跡確認調査報告書』大仙市文化財調査報告書第1集 |
| 11 島田祐悦・高橋学 | 2007 | 『内村遺跡』『横手市史 資料編 考古』横手市 |
| 12 千畠村 | 1986 | 『古錢發掘由来記』『千畠村郷土誌』 |
| 13 千畠町教育委員会 | 2004 | 『中屋敷II遺跡』千畠町文化財調査報告書第6集 |
| 14 千畠町教育委員会 | 2004 | 『十二遺跡・上飛沢遺跡』千畠町文化財調査報告書第7集 |
| 15 仙北町教育委員会 | 1999 | 『星宮遺跡』仙北町文化財調査報告書第3集 |
| 16 美郷町教育委員会 | 2005 | 『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第1集 |
| 17 美郷町教育委員会 | 2006 | 『中屋敷II遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第3集 |
| 18 美郷町教育委員会 | 2007 | 『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第5集 |
| 19 美郷町教育委員会 | 2008 | 『城方小屋遺跡・森崎II遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第6集 |
| 20 美郷町教育委員会 | 2008 | 『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第7集 |
| 21 美郷町教育委員会 | 2011 | 『本堂城跡・飛沢尻遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第8集 |
| 22 美郷町教育委員会 | 2011 | 『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第11集 |
| 23 美郷町教育委員会 | 2013 | 『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第15集 |
| 24 美郷町教育委員会 | 2015 | 『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第16集 |
| 25 美郷町教育委員会 | 2019 | 『鶴田I遺跡・鶴田II遺跡・談古町遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第17集 |
| 26 美郷町教育委員会 | 2019 | 『町内遺跡詳細分布調査報告書・払田柵跡発掘調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第18集 |
| 27 美郷町教育委員会 | 2020 | 『太田遺跡・張山館遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第19集 |
| 28 美郷町教育委員会 | 2021 | 『寺田遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第20集 |
| 29 山形博康 | 2012 | 『秋田・本堂城跡』『木簡研究』第34号 木簡学会 |
| 30 山崎文幸 | 2004 | 『秋田・観音堂遺跡』『木簡研究』第26号 木簡学会 |

第1表 扉田柵跡周辺の主な古代～中世遺跡一覧表（第1図と対応）

地図番号	遺跡名	所在地	備考	文献
212-53-1 434-54-1	払田柵跡	大仙市払田 美郷町本堂城回	古代城柵官衛遺跡（9世紀初頭～10世紀後半）、縄文集落跡、中世墓地、城館跡（堀田城）	
212-53-2	繁昌Ⅰ遺跡	大仙市高梨	古代遺物包含地（木製品）	8
212-53-3	繁昌Ⅱ遺跡	大仙市高梨	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	8
212-53-4	上高梨遺跡	大仙市高梨	古代遺物包含地（須恵器）	8
212-53-5	堀田城跡	大仙市払田	真山を利用した中世城館跡	2・9
212-53-6	境田城跡	大仙市払田	中世城館跡、天正18（1590）年破却	2・15
212-53-7	杉ノ下Ⅰ遺跡	大仙市横堀	古代遺物包含地（須恵器）	8・15
212-53-9	鍛治屋敷遺跡	大仙市板見内	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	8
212-53-13	四十八遺跡	大仙市上野田	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	8・15
212-53-14	中村遺跡	大仙市上野田	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	8・15
212-53-15	百目木遺跡	大仙市板見内	中世遺物包含地（宋銭）	8
212-53-18	弥兵谷地遺跡	大仙市板見内	古代遺物包含地（須恵器）	8
212-53-19	一ツ森遺跡	大仙市板見内	中世遺物包含地（須恵器系陶器壺）	8
212-53-24	堰口遺跡	大仙市板見内	古代～中世遺物包含地（鉄滓）	8
212-53-25	田ノ尻遺跡	大仙市払田	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	8
212-53-27	觀音堂遺跡	大仙市板見内	古代遺物包含地（土師器・木簡）	5・30
212-53-28	北畠遺跡	大仙市北畠	古代～中世集落跡（竪穴建物跡・火葬墓・柱穴）	10
212-53-29	一ツ森Ⅱ遺跡	大仙市堀見内	古代遺物包含地（須恵器）	5
212-53-30	八幡堂遺跡	大仙市板見内	古代～中世遺物包含地（土師器・陶器）	5
212-53-32	下川原遺跡	大仙市払田	古代遺物包含地（土師器）	3
434-54-2	本堂城跡	美郷町本堂城回	中世城館跡（堀・土塁・掘立柱建物跡等・陶磁器・木簡等）、 本堂氏の居館跡	18・21・22・ 23・29
434-54-3	厨川谷地遺跡	美郷町土崎	古代祭祀遺跡（土坑・土器埋設遺構・土師器・須恵器・灰釉・綠釉・ 墨書き土器・木簡等）、大正4（1915）年埋蔵錢出土	6・12
434-54-4	中屋敷Ⅰ遺跡	美郷町土崎	中世寺院跡	3
434-54-5	中屋敷Ⅱ遺跡	美郷町土崎	古代～中世集落跡（竪穴建物跡・掘立柱建物跡・土師器・須恵器等）	7・13・17
434-54-14	内村遺跡	美郷町千屋	古代集落跡（竪穴建物跡・土師器・須恵器・綠釉・和鏡等）	1・11
434-54-23	砂館跡	美郷町中野	中世城館跡	2
434-54-24	張山館跡	美郷町安城寺	中世城館跡（堀跡・土師器・須恵器等）	2・27
434-54-27	厨川谷地Ⅱ遺跡	美郷町土崎	古代遺物包含地（竪穴状遺構・土坑）	4・16
434-54-28	厨川谷地Ⅲ遺跡	美郷町土崎	古代遺物包含地（土師器・須恵器）	16
434-54-29	下中村遺跡	美郷町土崎	古代集落跡（掘立柱建物跡・土師器・須恵器・墨書き土器等）	16
434-54-30	飛沢尻遺跡	美郷町土崎	古代遺物包含地（溝状遺構・土坑・土師器・須恵器・墨書き土器・和鏡等）	16・21
434-54-31	下飛沢遺跡	美郷町土崎	古代遺物包含地（土坑・柱穴・土師器・須恵器等）	16
434-54-32	上飛沢遺跡	美郷町土崎	古代集落跡（掘立柱建物跡・土師器・須恵器等）	14・16
434-54-33	上館遺跡	美郷町土崎	中世～近世城館跡（溝跡・陶磁器等）	16
434-54-35	松ノ木遺跡	美郷町土崎	近世散布地（柱穴）	16
434-54-36	八幡殿遺跡	美郷町土崎	古代～中世集落跡（竪穴建物跡・道路跡・土坑・土師器等）	16
434-54-38	西館遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物包含地（溝状遺構・柱穴・土師器・須恵器等）	20
434-54-40	森崎Ⅰ遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物包含地（土師器・須恵器・墨書き土器等）	20
434-54-41	城方小屋遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡（掘立柱建物跡・柵列跡・土坑墓・土師器・須恵器等）	19・20
434-54-42	北館遺跡	美郷町本堂城回	中世～近世遺物包含地（溝状遺構・土坑・陶磁器等）	20・22
434-54-43	森崎Ⅱ遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡（竪穴建物跡・土坑・土師器・須恵器・墨書き土器・丸瓦等）	19・20
434-54-44	田町遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物包含地（土坑・柱穴・土師器・須恵器）	24
434-54-50	百目木遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物包含地（土師器）	24
434-54-52	飛沢尻Ⅱ遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物包含地（土坑・土師器）	24
434-54-54	鶴田Ⅰ遺跡	美郷町安城寺	古代遺物包含地（土坑・柱穴・土師器・須恵器）	25・26
434-54-55	鶴田Ⅱ遺跡	美郷町安城寺	古代遺物包含地（溝跡・柱穴・土師器・須恵器・陶器）	25・26
434-54-56	談古町遺跡	美郷町安城寺	古代遺物包含地（土坑・柱穴・土師器等）	25・26
434-54-57	太田遺跡	美郷町安城寺	古代遺物包含地（土坑・土師器・須恵器）	27
434-54-58	寺田遺跡	美郷町中野	古代遺物包含地（土坑・土師器・須恵器）	28
434-54-60	張山館Ⅰ遺跡	美郷町安城寺	古代遺物包含地（竪穴状遺構・土師器・須恵器）	28

※地図番号の212は大仙市管内、53は旧仙北町域を示し、434は美郷町管内、54は旧千畠町域を示す。

第2章 調査研究事業の計画と実績

第1節 史跡払田柵跡調査第10次5年計画（令和元～5年度）の概要

秋田県は、史跡払田柵跡の解明にあたるため、昭和49年4月に秋田県払田柵跡調査事務所を開設し（昭和61年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）、同年から5年で1単位の中期計画に基づいた継続的な発掘調査を毎年実施している。

第1～2次5年計画（昭和49～58年度）では、主に「中枢施設の全面発掘」を行い、政庁域の建物跡や区画施設（板塀跡）の配置、変遷を明らかにした。第3～5次5年計画（昭和59～平成10年度）では、外柵・外郭の区画施設（築地塀跡・材木塀跡）や門跡、長森東側の官衙域、外郭低地（主に外郭南門跡～外柵南門跡間の南北大路周辺）の調査を行った。このように第1～5次の5年計画による25年間の発掘調査では、城柵官衙遺跡の中枢ともいえる政庁域と門跡を含む区画施設の様相把握、及び城柵内的一部地区（主に長森東側、南北大路周辺）における遺構内容の解明を進めた。

第6次5年計画（平成11～15年度）は、過去25年間の調査成果と派生する課題を踏まえ、その後の調査や環境整備に資することを目的に、主に長森の各区域にどのような施設が存在するのかを足早に把握しようとした。調査は長森西側から開始したが、調査にあたりトレンチ法を採用したこと、結果的には少ない調査面積で多くの情報を得ることができた。第6次5年計画で採用した調査手法は、長森における場の使われ方を予測することと、払田柵跡を適切に保存・管理し、活用するためにも有効であることを再確認した。

第7次5年計画（平成16～20年度）では、「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」をトレンチ法で実施した。長森北部、外柵地区南東部（沖積地）、真山を重点地区とした。また、「払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集」という史跡外にも視野を広げた計画を掲げ、平成19年度には、横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

第8次5年計画（平成21～25年度）では、引き続き「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」をトレンチ法で実施した。重点地区は、外柵地区（沖積地・微高地部）で、外郭南門東方官衙域及び南西官衙域隣接地、並びに外郭北西部、外柵地区東部・北部の沖積地を調査した。また、払田柵跡関連遺跡調査では、平成21・23・24年度に横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

第9次5年計画（平成26～30年度）では、引き続き「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」をトレンチ法で実施した。重点地区は、外柵地区（沖積地・微高地部）で、外郭南門東方官衙域及び南西官衙域隣接地の沖積地を調査した。また、平成26～28年度は、横手市雄物川町造山地区の試掘調査を継続した。

外郭南門南西官衙域の西側に広がる沖積地の調査では、長森の丘陵裾部から続く平場を造成する目的で盛土整地されていること、溝跡が東西に延びることを確認した。10世紀前葉の十和田a火山灰降灰前に盛土整地が行われ、整地面上では火山灰降灰前後の各層から土器焼成や鍛冶といった工房的活動を示す遺構群を検出した。盛土整地に先行する掘立柱建物跡を構成すると推定される柱穴様ピット

も確認した。詳細は明らかではないものの、場の利用に変遷のあったことが判明した。

払田柵跡内で広大な面積を有する沖積地の調査については、第9次5年計画で総括できるまでには至っておらず、その詳細な状況の把握のために、第10次5年計画以降も継続して計画的に取り組むことが必要である。また、真山については第9次5年計画で具体的に調査を進めることができなかつた。第10次5年計画以降に繰り延べ、今後、機会を見ながら取り組む必要がある。

第10次5年計画では、過去45年間の実績を踏まえ、払田柵跡内の各地区における場の使われ方と詳細な遺構内容を把握し、歴史的意義や特色を明確にすることを目指し、次の調査を行う。

1 扉田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

調査対象地区は、払田柵跡内全域ではあるが、特に外柵地区と真山地区を重点地区として進める。

(1)外柵地区（沖積地・微高地）の調査

沖積地・微高地の調査は、外柵地区南東部を除きほとんど行われていなかったが、第8次5年計画において、小面積ながらも調査を進めることができた。対象範囲が広大なため、引き続き「場の機能」の解明のため、公有地を中心にトレーニング調査を実施する。その中でも、長森南西側から北西側の丘陵裾部の沖積地を重点地区とする。

(2)真山地区の調査

創建期の内容解明にとって重要な真山地区の分布調査・遺構確認調査を実施する。

2 扉田柵跡関連遺跡の試掘調査等

払田柵跡の解明には、指定地内の調査に加え、指定地外の関連遺跡の調査が必要である。そのためには、関連資料・情報の収集、現地踏査を踏まえたうえで可能であれば試掘調査を実施する。当面は、近年の場合は場整備対応調査により奈良時代の集落遺跡が多数確認され、また瓦・硯等の官衙関連遺物も出土している横手市雄物川町造山地区周辺を対象とする。さらに、南に隣接する雄勝郡羽後町、湯沢市においても踏査を実施する。

第2節 本年度事業の計画と実績

1 調査事業計画

史跡払田柵跡第156次調査は、第10次5年計画に基づく外柵地区の調査で、外郭南門南西官衙域以西の沖積地を対象とした。また、関連遺跡調査として、昨年度調査した横手市雄物川町に所在する貓袋遺跡の補足調査及び造山地区内の試掘調査を計画した。

第2表 令和4年度調査計画表

調査	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間
払田柵跡 第156次調査	外柵地区南西部 (大仙市払田字館前地内)	遺構内容 確認調査	200m ²	6月1日～9月30日
関連遺跡調査	貓袋遺跡 (横手市雄物川町今宿字貓袋地内) 造山地区内	試掘調査	50m ²	10月31日～11月18日

第156次調査の目的は、第154・155次調査で確認した S D2154溝跡の西端が接続する小河川跡の流路の確認、第155次調査で検出した S I 2209竪穴建物跡等以外の遺構検出及び真山と長森の間の沖積地における遺構分布状況の確認である。

調査方法は、原則として幅2m程度のトレーナー法を行う。堆積状況の詳細及び微地形の把握に主眼を置きながら遺構及び整地面を確認し、必要に応じて部分的に拡張するが、遺構の掘り下げは最小限にとどめる。輪郭の明確な土抗群あるいは掘立柱建物跡を構成する柱穴掘形が複数基検出された場合には、その1～2基のみを掘り下げの対象とし、掘り下げは確認面での面積の50%未満とする。掘り下げが終了し、写真・図面の記録を取った後に埋め戻しを行い現況に復するものとする。

調査対象地の面積は約3,300m²、発掘調査事業費は総額4,392千円、財源は国庫支出金2,186千円、県一般財源2,197千円、諸収入9千円である。

2 調査事業実績

第156次調査では、第154・155次調査のトレーナーと重複しない5か所のトレーナーを設定して調査を行った。調査期間は6月1日～11月18日、実発掘調査面積196m²、発掘作業員6名、業務補助員1名、作業稼働日数は43日である。

調査の結果、4か所でS L2211河川跡、1か所でS D2154溝跡の一部を検出し、これまでの検出位置と合わせて溝跡と河川跡の位置を確認できた。これ以外の平安時代の遺構は検出されなかった。

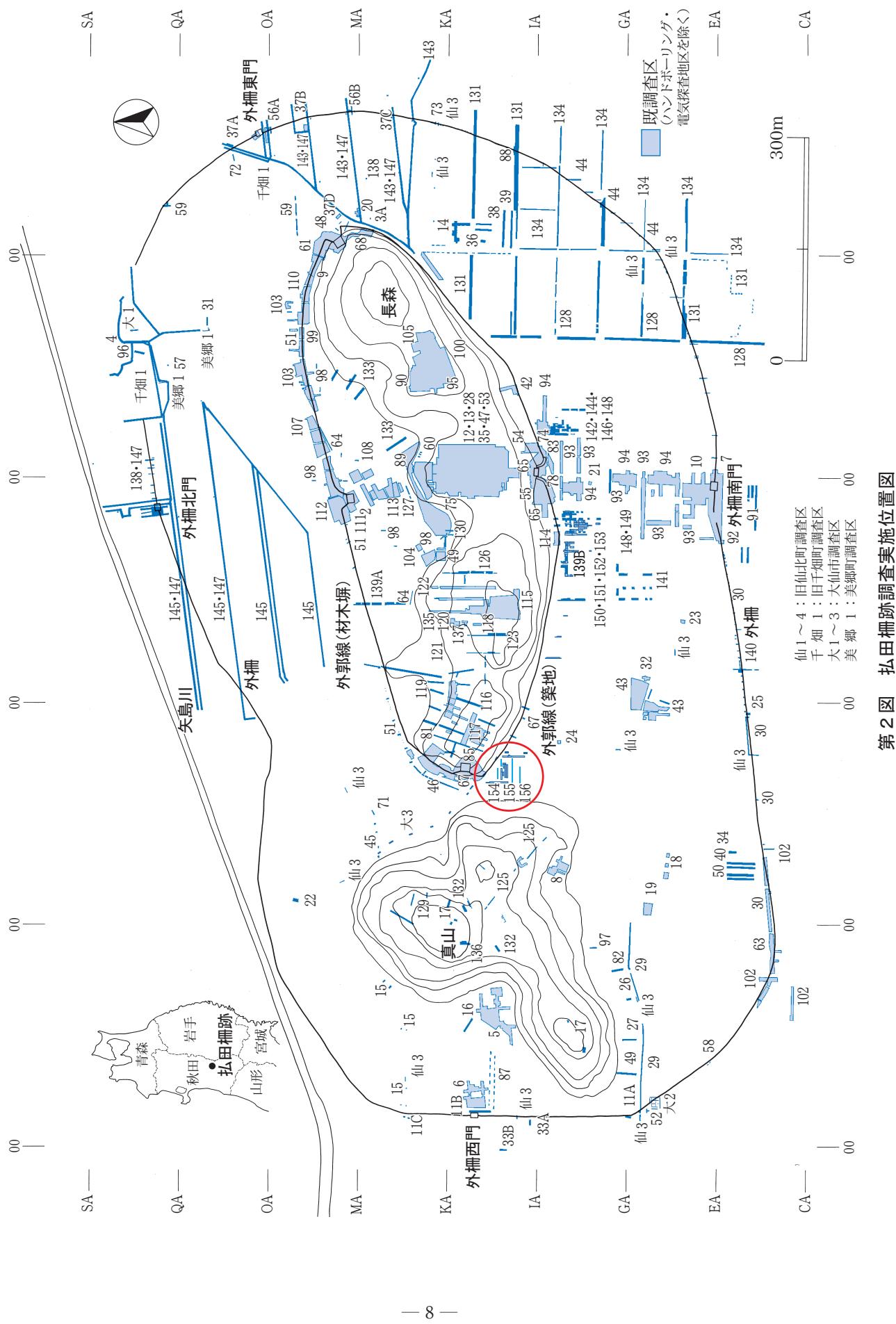
また、長森に近いI P列トレーナーでは、S L2211河川跡に接続するS D2213溝跡、畦道状のS M2212道路跡、S D2214溝跡を検出した。埋土の状況から近世～近代の遺構と推定されるが、これらを埋め立てた覆土中から須恵器系中世陶器の破片が出土した。第117次調査では長森西端部で堀と土塁に囲まれた中世墓が検出されており、その関連遺物と推測される。

関連遺跡調査は、昨年度第2次調査を実施した竜袋遺跡において、第3次調査として溝跡推定地点の補足調査を行った。また、十足馬場地区で新たに試掘調査を行った。調査期間は10月31日～11月11日、実発掘調査面積35m²（竜袋遺跡2m²、十足馬場地区33m²）、発掘作業員4名、測量作業員1名、作業稼働日数は7日である。

調査の結果、竜袋遺跡の溝跡推定地点は倒木痕により溝跡の有無が確認できないことが分かった。十足馬場地区の試掘では、竪穴建物跡2棟、柱穴跡3基、須恵器・土師器等を検出し、奈良時代の集落跡を発見した。調査終了後、十足馬場東遺跡として周知された。

第3表 令和4年度調査実績表

調査	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間
払田柵跡 第156次調査	外柵地区南西部 (大仙市払田字館前地内)	遺構内容 確認調査	196m ²	6月1日～11月18日
関連遺跡調査	竜袋遺跡（第3次調査） (横手市雄物川町今宿字竜袋地内)	遺跡内要 確認調査	2m ²	10月31日～11月11日
	十足馬場東遺跡（新発見） (横手市雄物川町造山字十足馬場地内)	遺跡分布 調査	33m ²	



第3章 第156次調査の概要

第1節 調査の目的・課題、調査経過

1 調査の目的・課題と調査区

本調査は、史跡払田柵跡調査第10次5年計画（令和元～5年度）の4年次、第156次調査である。第10次5年計画では、大路・外柵門跡等の主要遺構や外郭北東部及び外柵域南東部を除いて、ほとんど調査が行われていない「外柵地区（沖積地・微高地部）」の遺構内容及び場の機能を解明することを目的としている。

第156次調査地点は、第154・155次調査に引き続き、真山と長森の間に位置し、外郭西門の南に隣接する外柵域南西部の沖積地である（第2図、図版1）。約3,300m²を対象とした。大仙市が策定した第2次保存管理計画では「集落水田地区」に当たる。かつては水田であったが、大仙市により公有化されている。南側隣接地は現在も積極的な水田耕作が進められている。

沖積地・微高地における「場の機能」解明を目的とした調査は、第8次5年計画（平成21～25年度）以降、主に外郭線の南側で継続して行ってきた。これまでの調査では、外郭南門東方官衙域及び外郭南門南西官衙域の南側で、9世紀末～10世紀初頭と推定されるS X2002・2141盛土整地地業を検出した。整地面ではS D2001・2154溝跡・土器焼成遺構・鍛冶炉等、整地面下では柱穴・祭祀に伴うと推定される土坑・焼土遺構等も確認している。

S D2154溝跡は、外郭南門南西官衙域から外郭線材木塀の南側に並行して東西方向に延びており、第154次調査で検出した西端部は、真山と長森の間を南北方向に流れる小河川跡に接続していた。接続部では、溝の掘削土を対岸に盛り上げて土手を築いた痕跡もあった。

第155次調査では9世紀前葉のS I 2209竪穴建物跡を精査した。カマドではなく、床面から樹皮が出土した。一度洪水で埋没した跡地を再利用して地床炉が形成され、周辺から須恵器、土師器、瓦等が出土した。創建期の外郭西門や材木塀の建築に関する作業場の可能性が考えられる。真山を挟んだ西側では、第6次調査でS I 27竪穴建物跡を検出しており、創建期には、真山の裾野やそれに続く沖積地が利用されていたことが判明した。その後の時期の遺構は、9世紀末～10世紀初頭に掘削されたS D2154溝跡のみである（第3・4図）。

本調査では、これまでの調査結果を踏まえ、次の課題を設定した。

＜課題1＞

これまで検出した以外の創建期及びその後の時期の遺構の有無、分布状況、内容を確認する。

＜課題2＞

真山と長森の間の沖積地について、各時期における場の使われ方を確認する。

2 調査経過

6月1日、発掘調査開始。機材搬入、環境整備、安全対策。事前に打設したグリッド杭を基準に、ID列及びIH列に東西方向のトレーニングを設定。6月2日、ID列トレーニングの粗掘開始。6月6日、IH列トレーニングの粗掘開始。6月9日、IN列にトレーニングを設定し粗掘開始。6月13日、ID列トレ

ンチ西側の地山面で複数の流路跡を検出。真山と長森の間を南北に流れる小河川跡の位置を確認するために、トレンチ北壁に沿ってサブトレンチを設定。IH列トレンチでは、想定位置でSL2211河川跡を検出。6月14日、ID列トレンチのサブトレンチでSL2211河川跡を確認。IH列トレンチ東側はIV層が厚く残っていることが判明。6月15日、IH列トレンチのSL2211河川跡検出地点に土層観察用のサブトレンチを設定し掘り下げ。墨書き土器「井」、「中」出土。「井」は払田柵跡初出。6月20日、IH列トレンチでSL2211河川跡の底面の砂利層を検出。IN列トレンチ西側はIV層が極めて薄い。IV層は調査地全体ではおおむね31ラインより東側に残存する。西側は地山面まで削平が及んでいる。6月21日、IP列にトレンチを設定し粗掘開始。6月23日、IP列トレンチ西側の地山面でSL2211河川跡を検出。真山北麓方向に続いているようだ。東側はIII層客土の下に頁岩の角礫が多く混じる埋め立て土層がある。6月29日、IH列トレンチ東端はIV層を掘り下げ、地山面でSD2154溝跡を検出。

7月4日、IP列トレンチ東側の埋め立て土をサブトレンチで掘り下げ、木杭、横板を検出。7月5日、IP列トレンチ東側でSD2213溝跡を検出。埋土中から頁岩の大礫多数とともに須恵器系中世陶器の大破片が出土。7月6日、IH列トレンチの北壁断面を精査し、SD2154溝跡がV層上面から掘りこまれていることを確認。IP列トレンチのSL2211河川跡埋土を掘り下げ、火山灰ブロックが含まれる層を検出。IN列トレンチ精査終了。遺構なし。真山で行われた姥杉後継樹植樹に伴う現状変更の立ち合い指導。7月7日、IP列トレンチ東側で、SD2213溝跡とSD2214溝跡の間に帶状の硬化面を検出。SM2212道路跡とする。SM2212道路跡、SD2214溝跡には多数の木杭が打ち込まれ横板もある。これら2遺構の土留め、護岸か。7月11日、IH列・IP列のSL2211河川跡はサブトレンチを完掘。7月12日、IP列トレンチのSL2211河川跡を火山灰層まで掘り下げ。火山灰層は河川跡全面に堆積している。7月14日、IH列トレンチのSL2211河川跡埋土を掘り下げたところ、東岸付近から土師器・須恵器がまとまって出土。7月20日、IP列トレンチのSD2213溝跡は、屈曲して西に延びSL2211河川跡に接続する。途中の北岸に大礫の集積箇所あり。SD2214溝跡を完掘。7月24日、あおぞら講座・遺跡見学会を2年ぶりに開催。参加者30名。7月25日、SD2154溝跡がSL2211河川跡の西側に伸びないことを確認するため、IM37グリッドを新規に掘り下げ。グリッド西側はIII層客土直下で地山面が露出。東側はIV層があり、その下はブロック状の火山灰を含む層。東西の層界がSL2211河川跡の西岸であることを確認。7月27日、ID列・IP列トレンチ精査終了。いずれも平安時代の遺構なし。IM37グリッドのSL2211河川跡埋土の火山灰層中から小型の土師器壊出土。安田教育長現地視察。7月28日、トレンチ養生、機材整理等を行い、発掘現場作業を一旦休止。

9月1日、発掘現場作業再開。9月2日、IN列トレンチ埋め戻し。9月5日、ID列トレンチ埋め戻し。9月8日、IH列トレンチ精査終了。遺構は東端のSD2154溝跡のみ。9月14日、IM37グリッド精査終了。遺構なし。埋め戻し。発掘機材、テント等搬出。9月15日、機材収納整理。第156次調査の発掘作業を終了。

11月14日、補足調査開始。調査地及び周辺の地形・標高の測量及び発掘・測量機材の収納整理。11月18日、第156次調査終了。

第2節 検出遺構と遺物

1 基本層序

調査地の基本土層は、第154・155次調査と同様で、次のとおりである（第5～8図）。

I層は現代の耕作土、II層はその鋤床層、III層は近現代の客土で、いずれも調査地全体に分布する。IV層は火山灰降灰後から近代までの表土で、SD2154溝跡内に堆積する火山灰層を覆う。調査地西側では削平されて残存せず、中央部から東側に分布する。V層は調査地の南東部に分布する泥炭質粘土層で、縄文～平安時代の表土である。VI層はグライ化した細砂混じり粘土層である。真山東側の山裾から調査地中央部までは、層上部に細砂が多く混じる。強く締まり堅固である。調査地東側では細砂が少なく、湿潤で軟質である。VII層はグライ化した水成堆積の細砂層、VIII層はグライ化した砂礫層である。VIII層は古い流路の河川堆積層で、SD2154溝跡やSL2211河川跡底面で検出した。VI層以下が地山である。火山灰層は、SD2154溝跡やSL2211河川跡の埋土中で検出した。

調査地の西側から中央部では、III層直下にVI層（地山）が露出する。東側ではIII層とVI層の間にIV層が、南東側ではIV層とV層が堆積する。IV層下面、V層下面是不整合面である。標高は34.0mで、調査地の東を通る市道を挟んで東側は数十cm低い。この高低差は、真山と長森の間から名勝旧池田氏庭園払田分家庭園の南端付近まで続く。真山の南側には、真山から連続する堅固な地盤の山裾が広がり、その上に庭園や現集落が立地する。調査地の標高が東側の水田面よりも高いのは、真山の山裾の広がりに立地していることから生じたものと推測される。

2 検出遺構と遺物

SD2154溝跡（第3・4・7図、図版2）

本遺構は、第148～155次調査により、計16か所のトレンチで検出されている。推定総延長は363mである（第3図）。第154・155次調査では、西端部が真山と長森の間を南北に流れる小河川（SL2211河川跡）に接続し、溝跡と河川が同時に埋没していることを確認した。また、接続部のSL2211河川跡の西岸では、溝の掘削土の再堆積層も検出した。

本調査では、すでに本遺構を検出した25列トレンチとIK列トレンチの間にIH列トレンチを設定した。このトレンチ東端のあらかじめ想定した位置で、溝跡の南岸1m50cm分を検出し、V層上面から掘りこまれ、埋没後にIV層で覆われていることを確認した。

SL2211河川跡（第3～11図、図版2～4・6）

真山と長森の間を南北に流れる小河川跡である。SD2154溝跡の西端がIE・IF33、IG34グリッドで本遺構の東岸に接続する。第154・155次調査では遺構番号を付さず小河川と表記していたが、外郭線の外側に並行するSD2154溝跡に連続し、人工的に掘削した溝と同様の機能を有する可能性があることから、新たに遺構番号を付した。

本調査では、ID列・IH列・IP列の各トレンチで両岸、IM列トレンチで西岸を検出した。

ID列トレンチでは上端幅6m40cm、IH列トレンチでは上端幅4m10cm、深さ54cm、IP列トレンチでは上端幅5m10cm、深さ39cmである。IM37グリッドで本遺構の西岸を検出し、SD2154溝跡が本遺構を越えて西側に延びていないことを再確認した。

IP列・IM列では、遺構確認面から埋土の上位にかけて火山灰が含まれる。IP列のサブトレン

チ断面土層10層（第5図）、IM列トレンチ南壁断面土層1層（第6図）では特にブロック状の火山灰が多く含まれている。IH列トレンチでは火山灰を含む層はなかった。断面土層では本遺構の堆積土を浸食する小流路跡が多数認められ、火山灰降下後にこれらの小流路によって浸食されたものと考えられる。

本遺構は、第154～156次調査において計9か所で検出され、河川の位置をほぼ特定することができた（第4図）。西岸、東岸ともに蛇行しており、上端幅は4～10mと一定ではない。サブトレンチで底面のVIII層を検出したIP列・IL列・IK列・IH列では、検出面から最深部までの深さが39～54cm、底面標高はIP列で32.84m、それ以外は32.60～32.66mで顕著な差はない。北側のIP列で底面標高が約20cm高いこと、真山と長森の間の微地形が北高南低であることから、本遺構は南流する河川であったと推測される。IP列以北では北西の真山北麓付近に向かうようである。

IK列では、SD2154溝跡が埋没する前に本遺構の西側が一部埋没しており、溝が掘削される前から河川が存在していたと思われる。SD2154溝跡とSL2211河川跡の底面標高に大きな差はなく、溝を河川に接続させたことで、南流する河川の水が溝の西端から溝内に流入したと推測される。その後、溝と河川の埋没が進んで浅くなつた後に火山灰が降下、堆積し、火山灰が二次的に含まれる堆積土により、どちらも10世紀中葉ごろにはほぼ埋没したと考えられる。

遺物は、IH列トレンチで、本遺構の東岸近くの埋土中位から、須恵器壺蓋（第9図3）、須恵器壺（第10図9）、須恵器横瓶（第10図13）、須恵器甕（第10図14）、土師器甕（第10図15）、底板（第11図19）が出土した。第9図8は底面中央付近に「中」の文字が墨書きされている。第11図19は曲物の桶の底板である。直径12.1cm（4寸）で、4か所に竹釘を打って側板に底板を留めている。3か所に釘が残り、1か所は釘穴が認められる。これらのうち須恵器は、本遺構の東側にあるSI2209堅穴建物跡の出土遺物と同時期のものである。第10図12の土師器壺は、IM列トレンチの本遺構西岸付近で火山灰を多く含む1層中から出土した。

SM2212道路跡（第4・5図、図版5）

IP列トレンチ東側で南北方向の帶状に硬化面を検出し、道路跡と判断した。検出面は、III層の下に堆積する泥岩粒を多く含む埋め立て土の直下、VI層上面である。VI層上部の層厚15cm程度が、泥岩粒や粘土塊が混じる極めて硬化した層（第5図33層）となっており、その上部5cmほどはやや軟質で細砂や炭化物小粒が混じる（32層）。長さ2.3m分を検出した。幅は北側で50cm、南側で70cmである。

本遺構、西側のSD2213溝跡、東側のSD2214溝跡は、頁岩の大礫を多く含む褐色土で同時に埋め立てられており、本遺構は2本の溝に挟まれた畦道状の道路と推定される。本遺構及びSD2214溝跡には、自然木を利用した直径5cm程度の木杭が多数打ち込まれ、厚さ1～2cmの板材も出土した。これらは道路の路肩の補強や溝の護岸のために打ち込まれた杭や板材と考えられる。本遺構の帰属時期を特定できる遺物は出土しなかった。

SD2213溝跡（第4・5・11図、図版5・6）

IP列トレンチ東側で検出した。東西方向の溝跡である。西端はSL2211河川跡に接続し、東端は北側に屈曲する。長さ7m分を検出した。SL2211河川跡に近い西側では、上端幅90cm以上、深さ30cm、東端部では上端幅約80cm、深さ18cmである。

北岸の中央付近には北側に分岐する溝があり、頁岩の大礫が多数集積されていたが、溝が機能して

いた時点での閉塞礫か、埋め立て時の投入礫かは不明である。東側のSM2212道路跡に接する法面付近の埋土中から第11図18の須恵器系中世陶器壺の破片が出土した。長森の地盤が供給源と考えられる頁岩の大礫に混じって埋め立て時に投入されたものと推測される。この溝跡の帰属時期を特定できる遺物は出土しなかった。

なお、長森西端では第117次調査において、堀と土塁で囲まれた中世墓が検出されており（第3図）、SX1264墳墓からは須恵器系中世陶器の壺と鉢を組み合わせた蔵骨器が出土している。本遺構出土の須恵器系中世陶器も中世墓の崩落等により流出したものと考えられる。

S D2214溝跡（第4・5図、図版5）

IP列トレーナー東端部で検出した。北東から南西方向に湾曲する弧状の溝跡である。西側はSM2212道路跡に接する。長さ約2m分を検出した。北東端で上端幅約1m、深さ30cm、南端で上端幅1m70cm、深さ35cmである。西岸、東岸ともに木杭が打ち込まれ、板材を立てた護岸を行っている。本遺構の帰属時期を特定できる遺物は出土しなかった。

遺構外出土遺物（第8～11図、図版6）

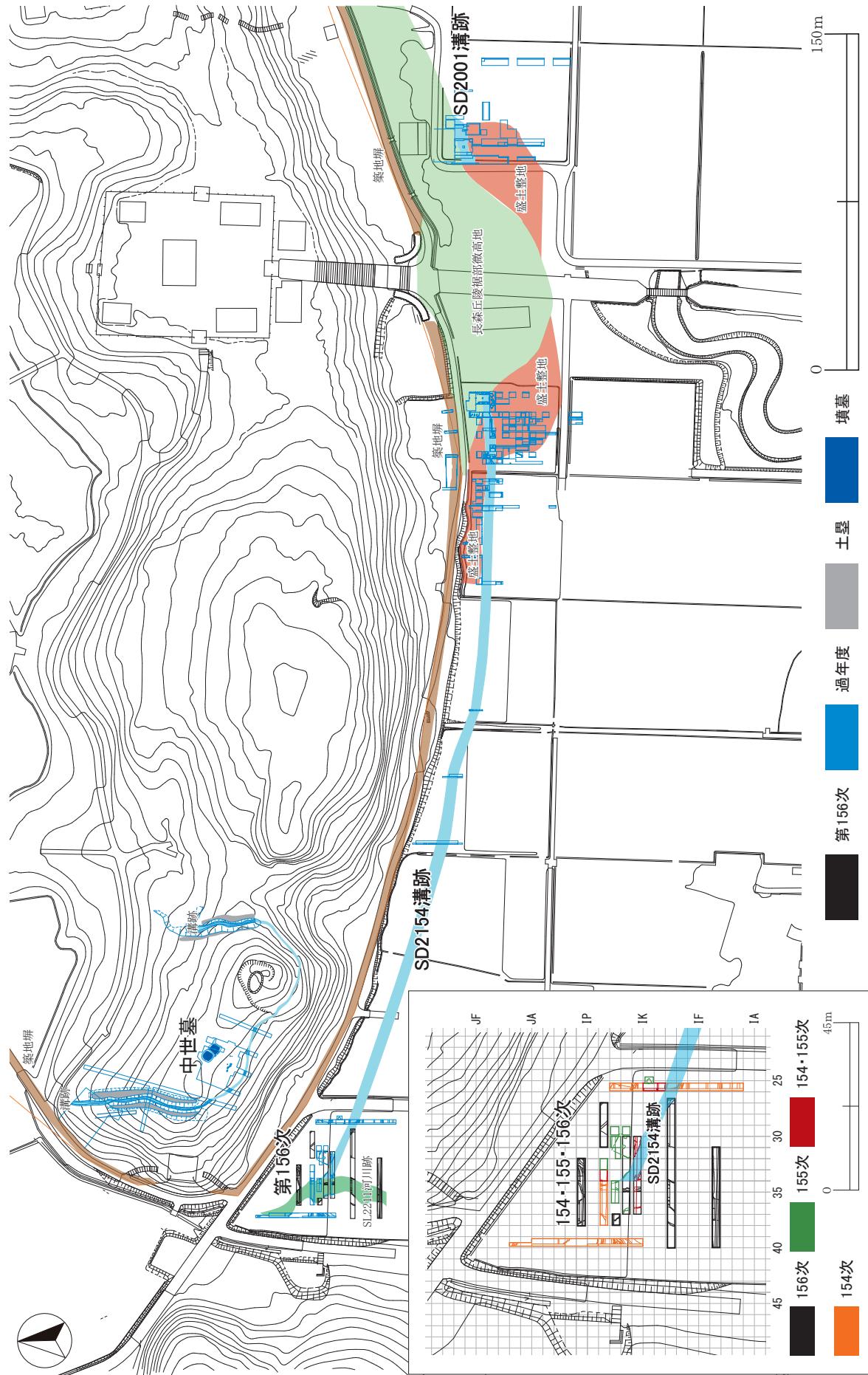
遺構外から出土した破片2点が第155次調査で検出したSI2209竪穴建物跡出土土器と接合した（第9図1、第10図17）。第10図17の土師器甕は、破片接合により口縁部の形状が判明した。墨書き土器2点（第9図6・7）は、回転ヘラ切り後にナデ調整を施す須恵器坏で、底面に文字「田」、「井」が墨書きされている。「田」、「井」とともに払田柵跡では初出である。

第3節 小結

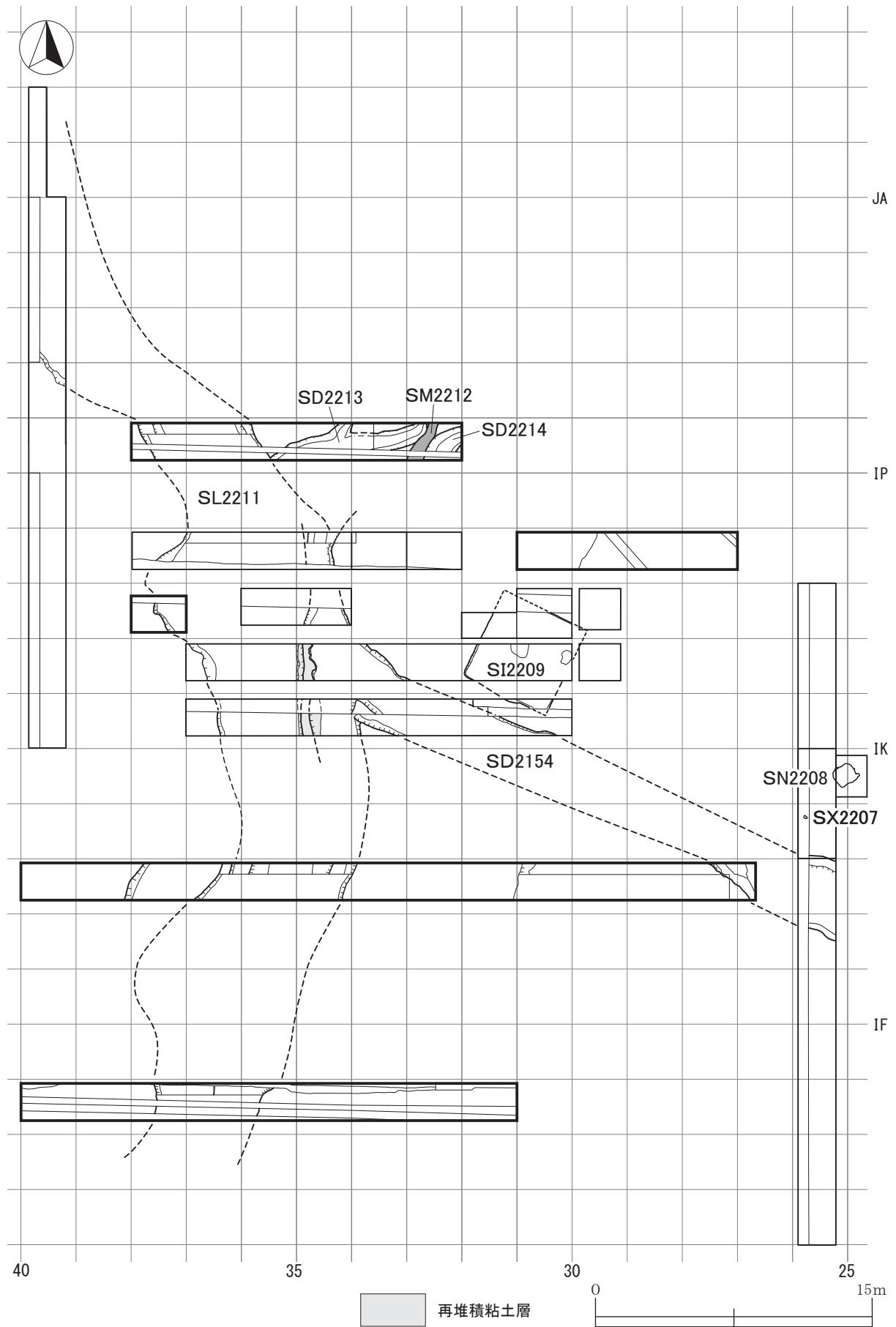
第156次調査にあたり設定したく課題1>については、これまで検出した以外の創建期及びその後の時期の遺構は検出されなかった。

<課題2>については、第154～156次調査で真山と長森の間の沖積地3,300m²を調査対象とし、499m²を発掘調査した。その結果、平安時代の遺構は、創建期（9世紀前葉）の竪穴建物跡1棟、焼土遺構1基、9世紀末～10世紀初頭の溝跡1条、時期不明の柱列等の一部と推定される打込杭1基を検出した。調査地は、外柵が存在し城柵内であった創建期にはある程度利用されたものの、外柵が消失し城柵外となった9世紀中葉以降では、積極的に利用された形跡がなかった。

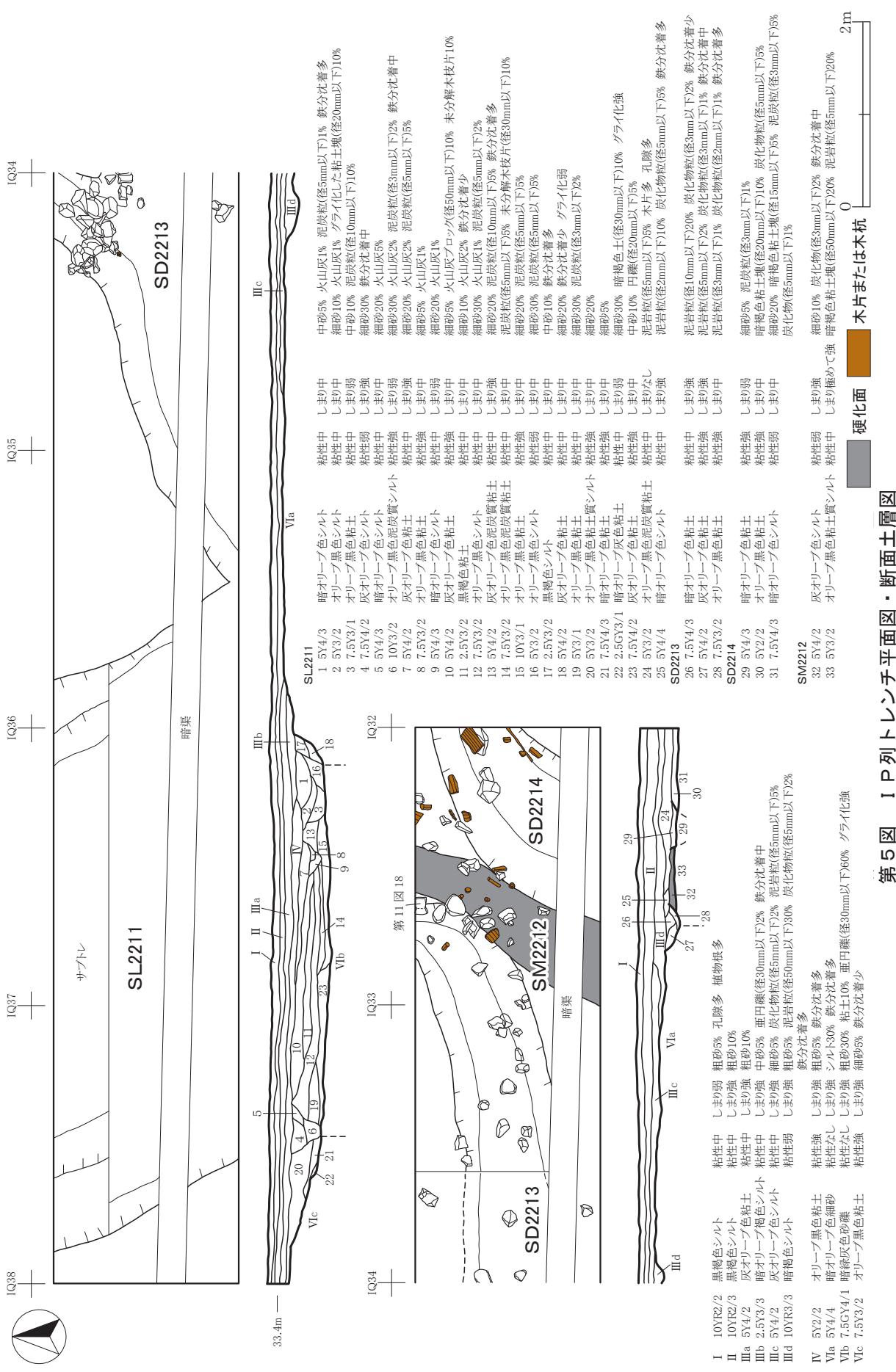
SD2154溝跡が掘削された9世紀末～10世紀初頭は、政庁、外郭線、長森の東西地区等、城柵内の多くの施設、区域で改修や場の利用形態の変化が認められる。外郭線材木塀の外側に並行する溝（SD2154溝跡）の設置も外郭線の改修の一部と考えられる。この改修では、溝の西端を自然河川（SL2211河川跡）に接続させ、それより北西側は、溝の機能を自然河川に代替させている。外郭南門南東側でも、外郭線に並行するSD2001溝跡の東端が、長森南東側を流れる小河道に開口している。東西とともに、外郭線材木塀の外側に、溝と自然河川を併用する構造の区画施設を設置することを意図したものと考えられる。



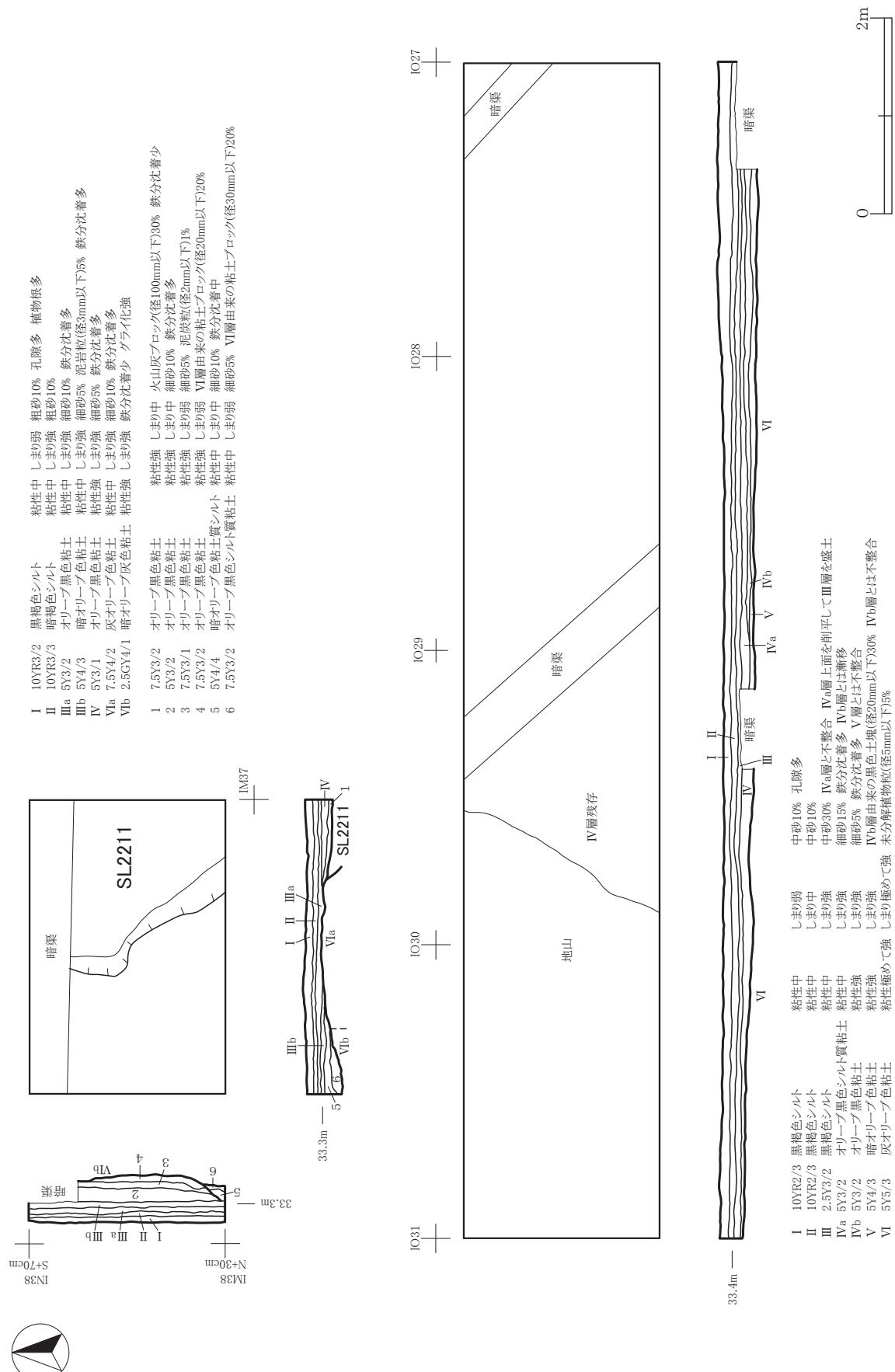
第3図 長森南西部の区画施設と払田柵跡第156次調査トレンチ位置図



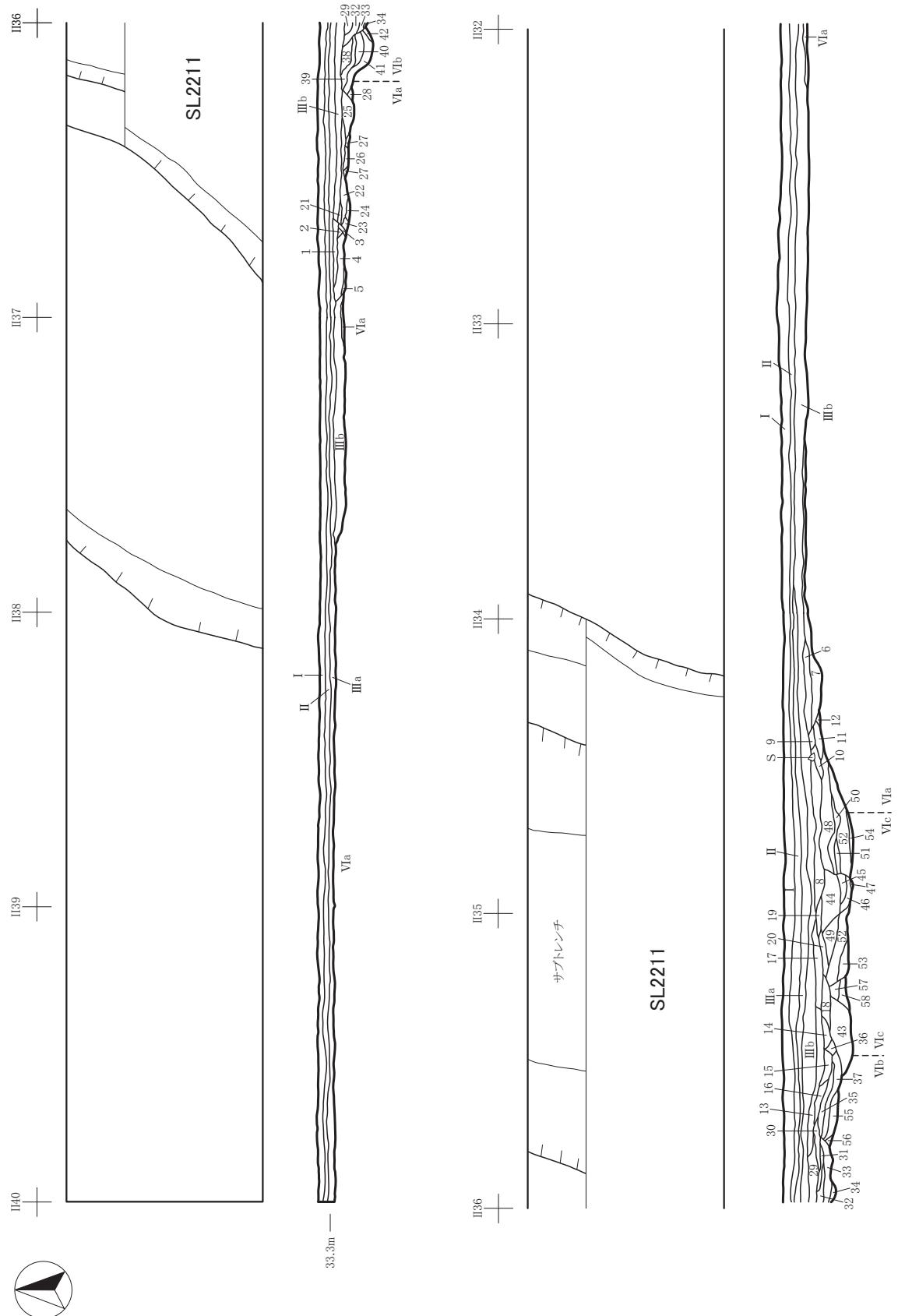
第4図 払田柵跡第156次調査遺構配置図

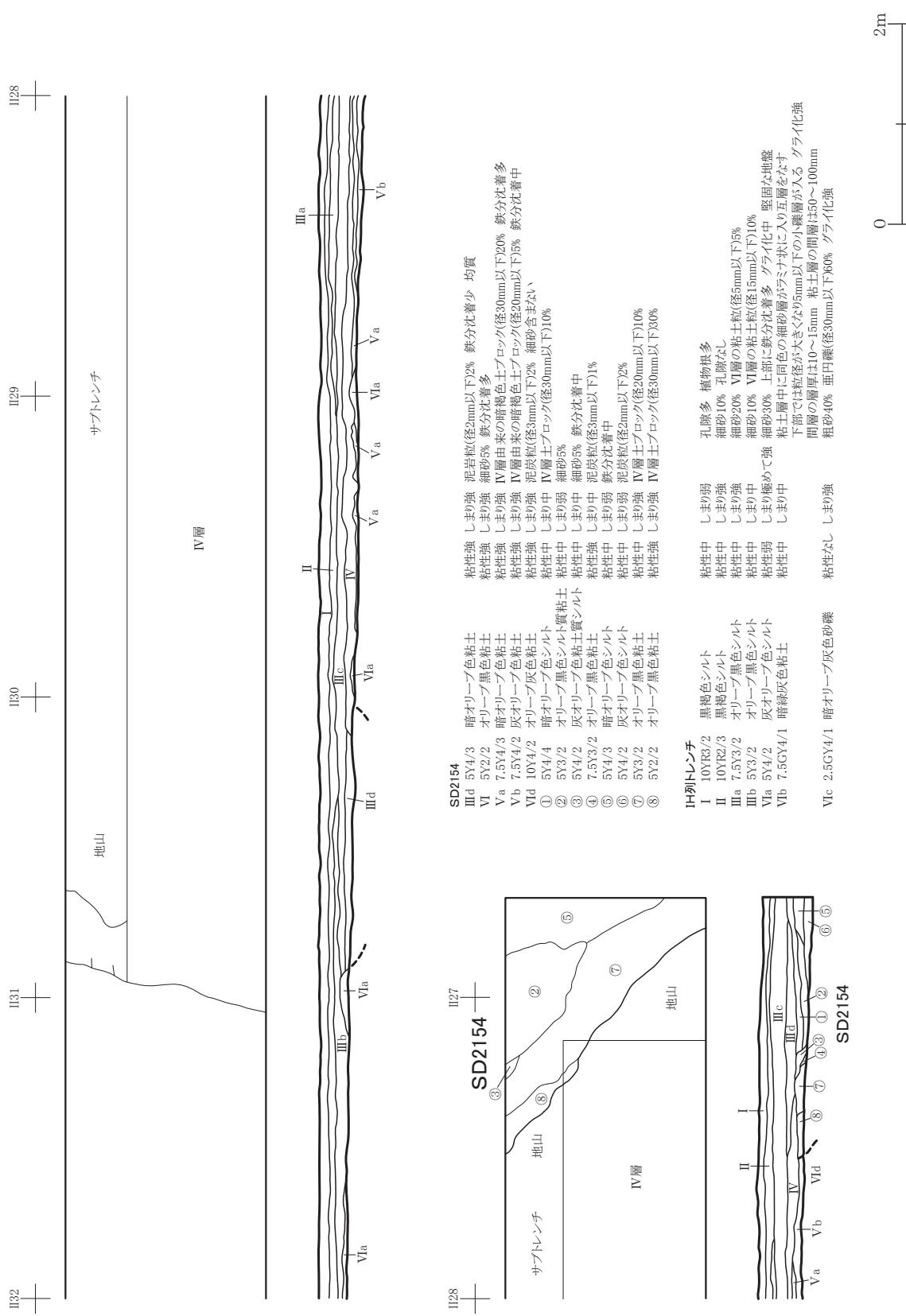


第5図 I P列トレンチ平面図・断面土層図



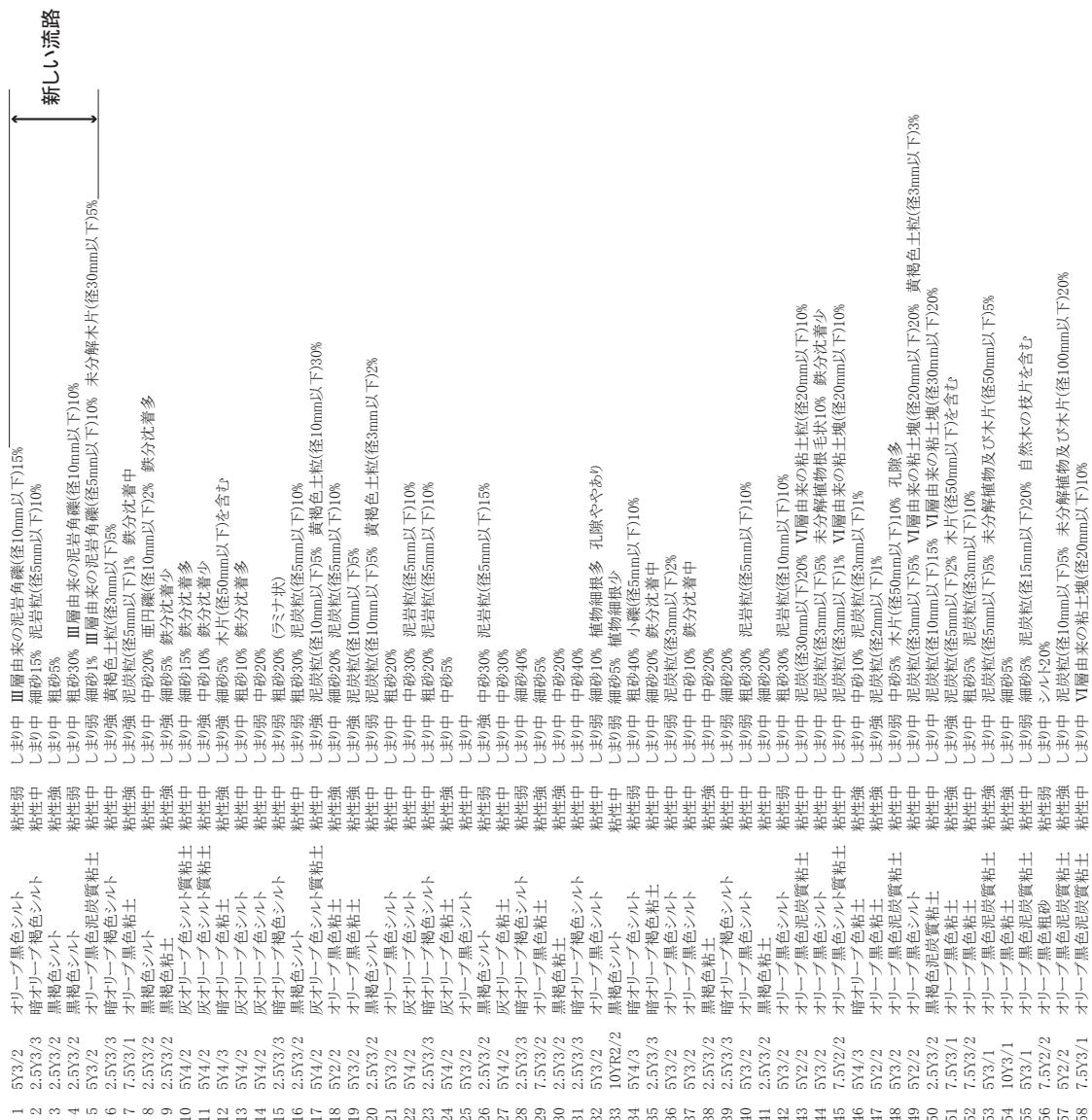
第6図 I M列・IN列トレンチ平面図・断面土層図

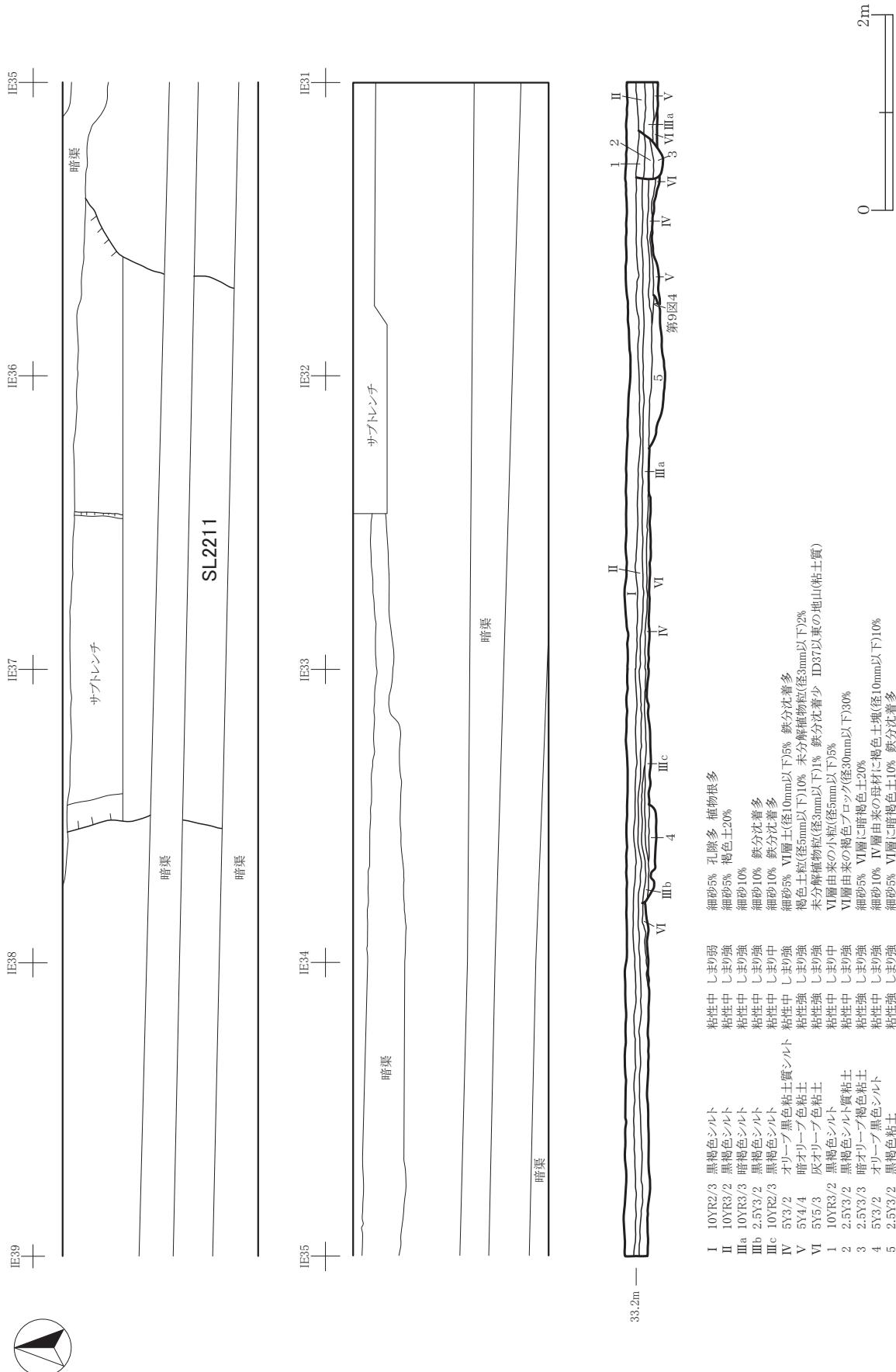




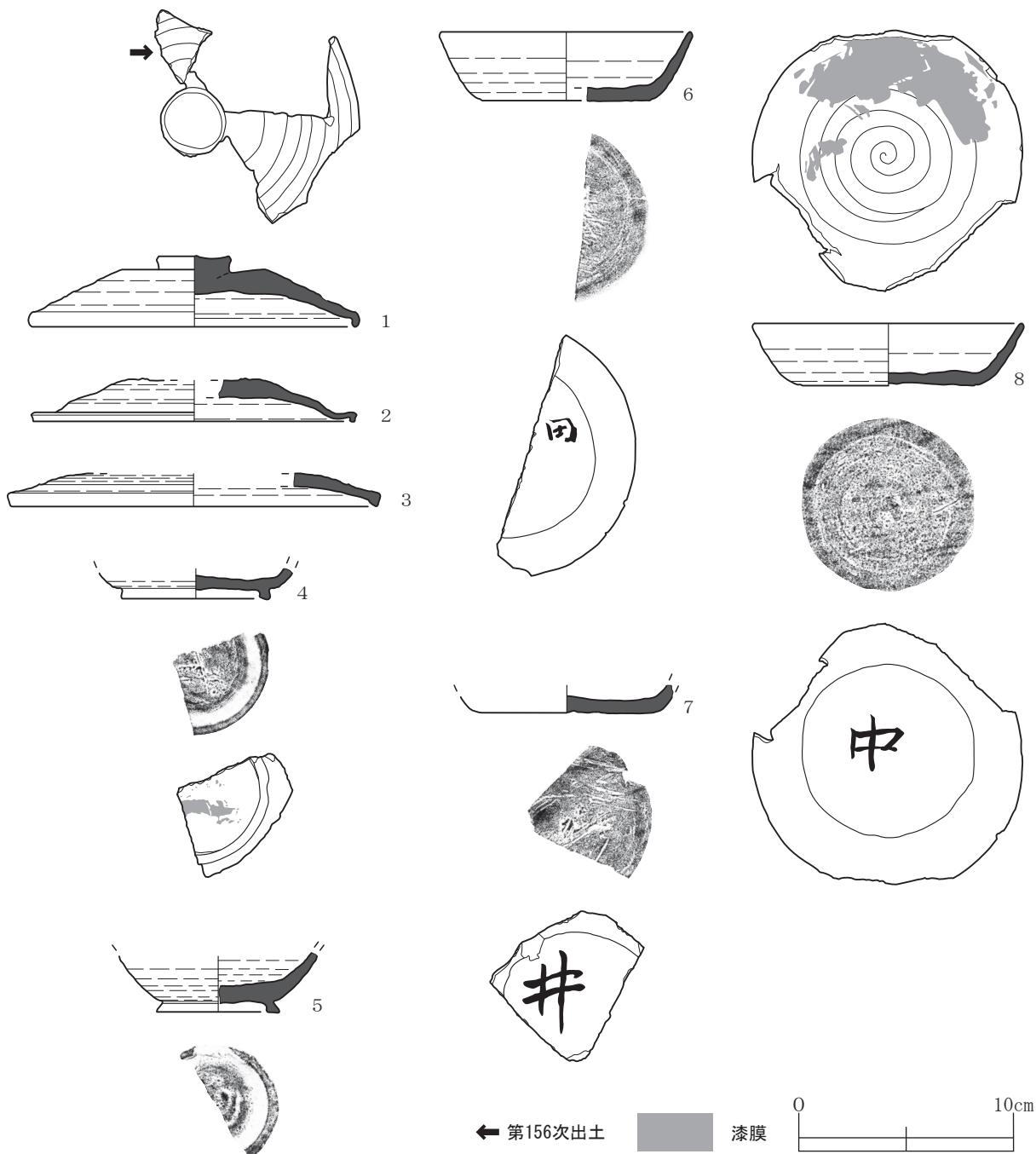
第7図 H列トレシチ平面図・断面土層図

第7図 H列トレンチの土層注記(続き)



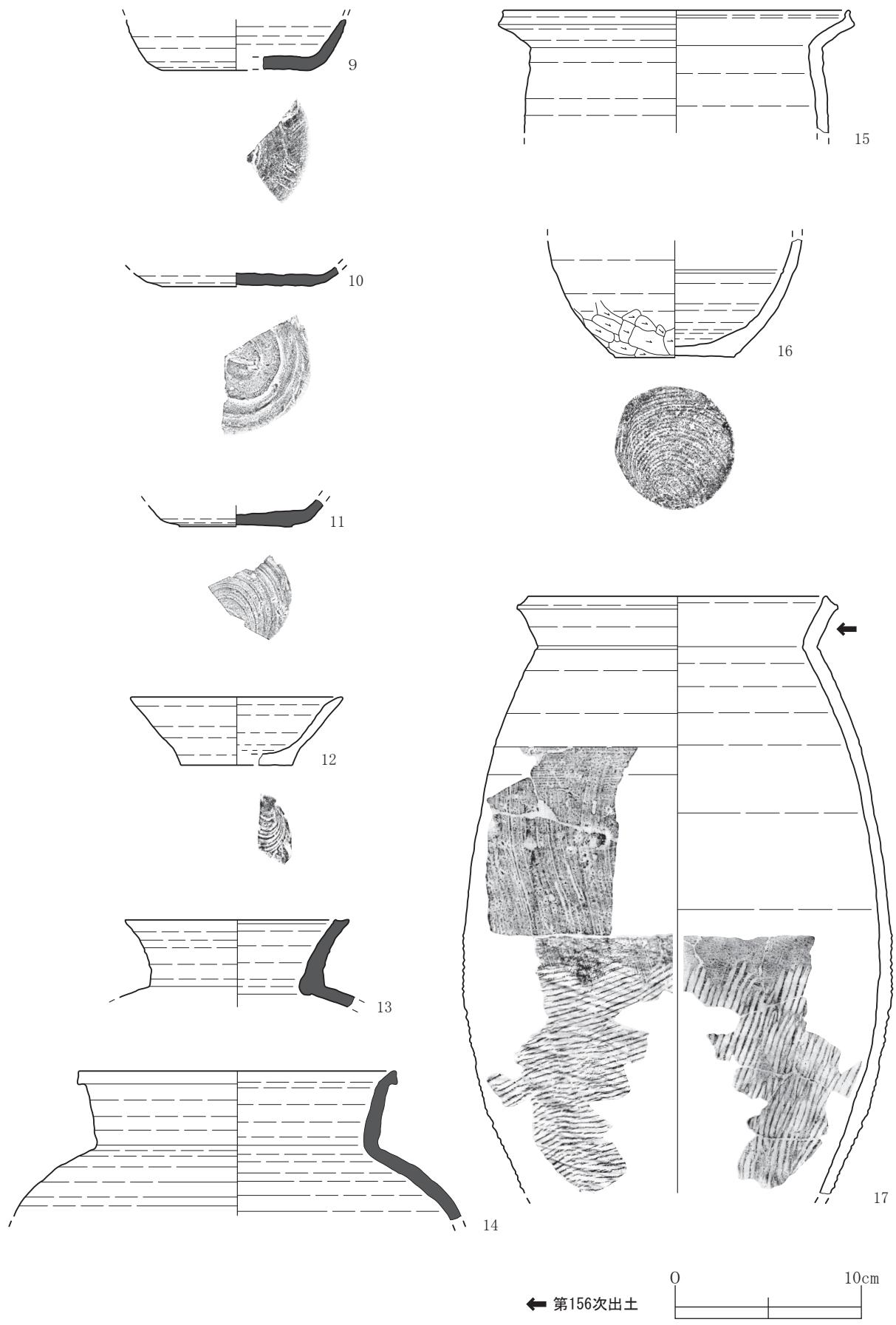


第8図 ID列トレンチ平面図・断面土層図

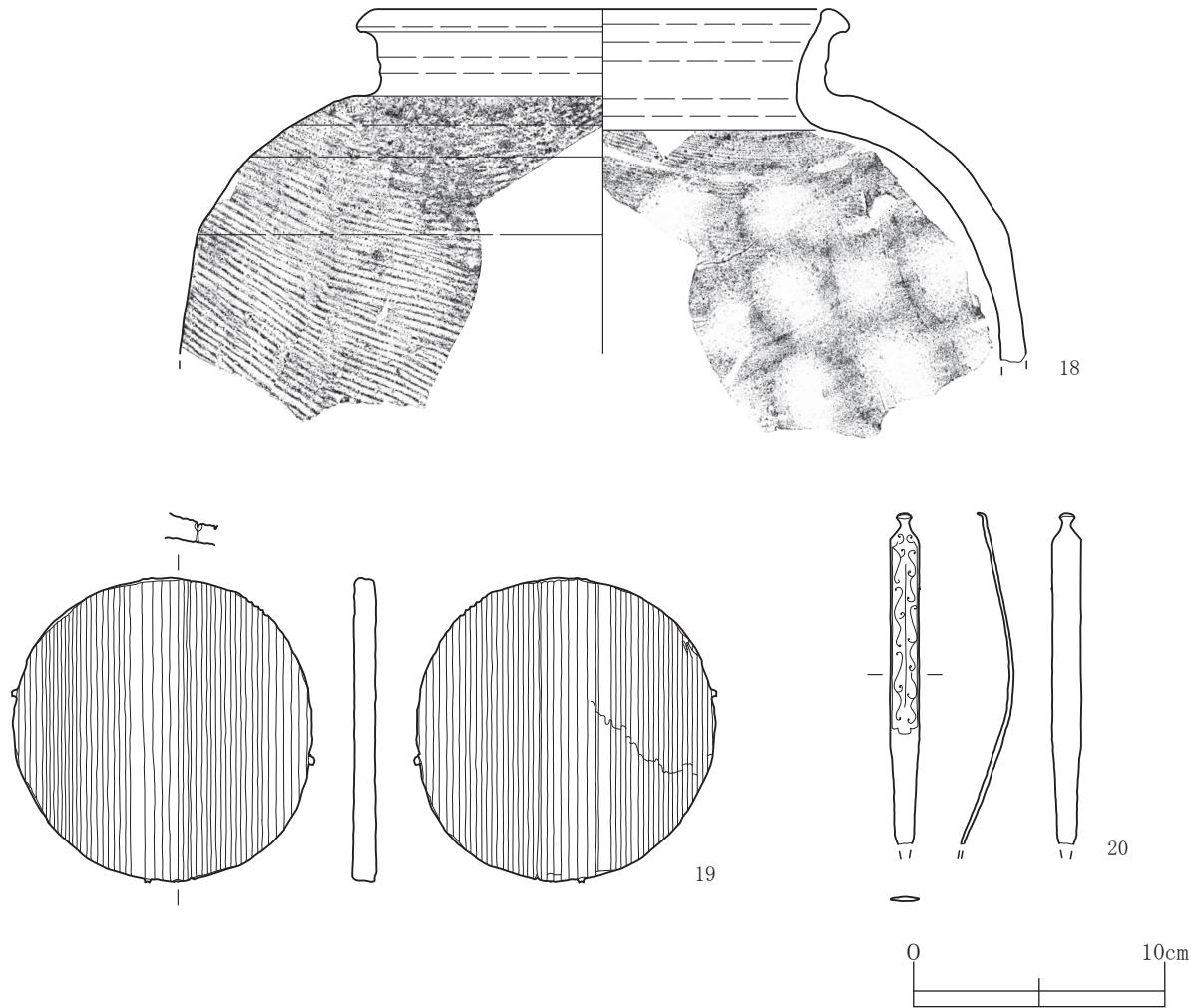


No.	出土地点・層位		種別	器種	調整等			口径(cm)	底径(cm)	高台径(cm)	器高(cm)	重量(g)
	遺構	層位等			外面	内面	底面					
1	SI2209	IIH30 II層 +第155次第12図1	須恵器	壺蓋	上面：回転ヘラ切り→ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	—	15.0	—	—	3.3	67.1
2	遺構外	ID34	須恵器	壺蓋	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	—	(15.0)	—	—	—	20.9
3	SL2211	埋土 (IIH34)	須恵器	壺蓋	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ 墨痕あり	—	(17.0)	—	—	—	9.7
4	遺構外	ID31	須恵器	高台付环	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転ヘラ切り→ナデ→ 高台貼付 漆付着 ヘラ記号「一」あり	—	6.0	6.9	—	16.9
5	遺構外	ID34	須恵器	壺	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転ヘラ切り→ナデ→ 高台貼付	—	4.6	5.7	—	37.5
6	SL2211	埋土 (ID34・36)	須恵器	壺	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転ヘラ切り→ナデ 墨書「田」	(11.6)	(7.8)	—	3.2	76.1
7	遺構外	ID34 I層	須恵器	壺	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ 墨痕あり	回転ヘラ切り→ナデ 墨書「井」	—	8.0	—	—	32.7
8	SL2211	埋土 (IIH34)	須恵器	壺	ロクロヨコナデ 全面に薄く漆の痕跡あり	ロクロヨコナデ 墨痕あり	回転ヘラ切り→ナデ 墨書「中」	12.4	8.0	—	2.9	127.9

第9図 出土遺物実測図 (1)



第10図 出土遺物実測図 (2)



No.	出土地点・層位		種別	器種	調整等			口径(cm)	底径(cm)	高台径(cm)	器高(cm)	重量(g)
	遺構	層位等			外面	内面	底面					
9	SL2211	埋土 (IH34)	須恵器	环	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転ヘラ切り→ナデ	—	(8.0)	—	—	22.3
10	遺構外	IP36 II層	須恵器	环	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転ヘラ切り→ナデ	—	8.0	—	—	32.6
11	遺構外	IN28 IV層	須恵器	环	ロクロヨコナデ 墨痕あり	ロクロヨコナデ 墨痕あり	回転糸切り	—	6.0	—	—	24.4
12	SL2211	IM37 火山灰層中	土師器	环	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	回転糸切り	(11.0)	(6.0)	—	(3.7)	28.0
13	SL2211	埋土 (IH34)	須恵器	横瓶	口縁部：ヨコナデ 胴 部：当て具痕→ナデ	口縁部：ヨコナデ 胴 部：(タタキ目)→ナデ	—	(12.0)	—	—	—	100.3
14	SL2211	埋土 (IH34)	須恵器	甕	ヨコナデ	ヨコナデ	—	(17.0)	—	—	—	96.0
15	SL2211	埋土 (IH34)	土師器	甕	ロクロヨコナデ	ロクロヨコナデ	—	(18.5)	—	—	—	46.6
16	SL2211	埋土 (ID36)	土師器	甕	ハケ目→底辺部のみヘラケズリ	ハケ目	回転糸切り	—	6.4	—	—	184.5
17	SI2209	IH31 II層 +第155次第14図24-1	土師器	甕	頸 部：横方向ハケ目→ ロクロヨコナデ 胴上部：横方向ハケ目→ 縦方向ヘラケズリ 胴下部：横方向平行タタキ目	胴上部：横方向ハケ目 胴下部：縦方向平行当て具痕	—	—	—	—	—	306.1
18	SD2213	埋土 (IP32)	須恵器系陶器	壺	口縁部：ロクロヨコナデ 胴 部：平行タタキ目	口縁部：ロクロヨコナデ 胴 部：円形当て具痕	—	(18.0)	—	—	—	407.7
19	SL2211	埋土 (IH34)	木製品	底板	側面3か所に竹釘、 1か所に釘穴あり	—	—	直径 12.1	—	—	厚さ 0.9	—
20	遺構外	IN29	真輪製品	笄	表面上半に唐草文あり	—	—	—	—	—	長さ 13.4	16.3

第11図 出土遺物実測図 (3)



1 第156次調査地の位置（北西上空から）



2 第156次調査地近景（南から）



1 IH列トレンチ SD2154溝跡検出状況（南東から）



2 ID列トレンチ SL2211河川跡検出状況（西から）



1 IH列トレンチ SL2211河川跡検出状況（南西から）



2 IH列トレンチ SL2211河川跡断面土層（南から）



1 IP列トレンチ SL2211河川跡検出状況（東から）



2 IP列トレンチ SL2211河川跡断面土層（南西から）



1 IP列トレンチ SD2213・SD2214溝跡、SM2212道路跡検出状況（北東から）



2 IP列トレンチ SD2214溝跡護岸状況（北から）



第9図6



第9図8



第9図7



第9図5



第10図13



第10図14

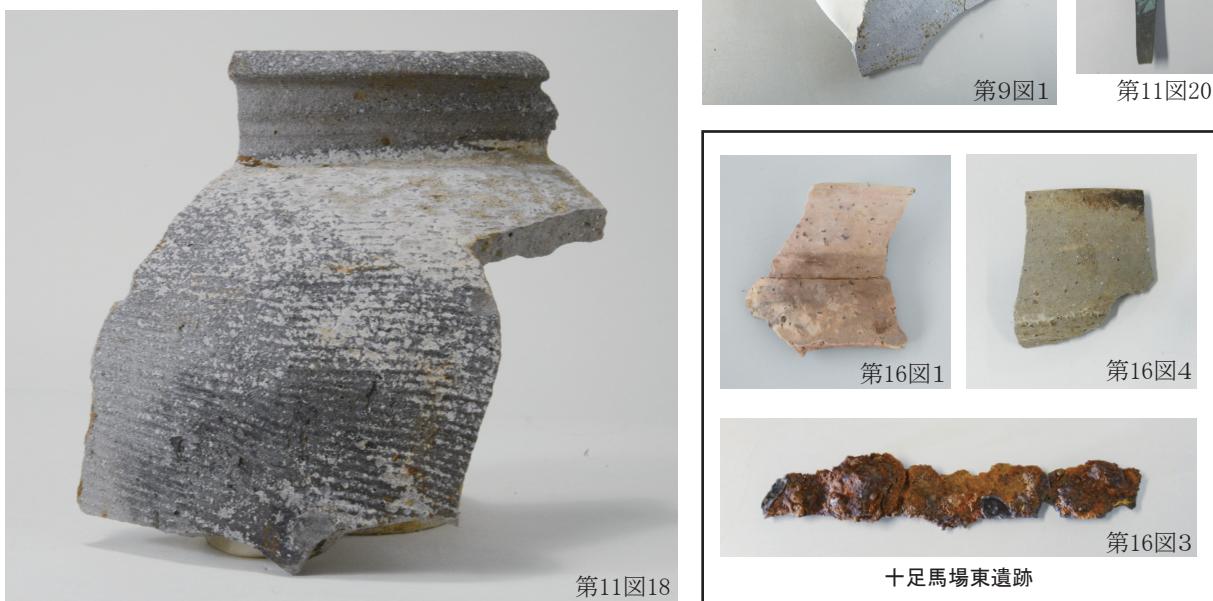


第9図4

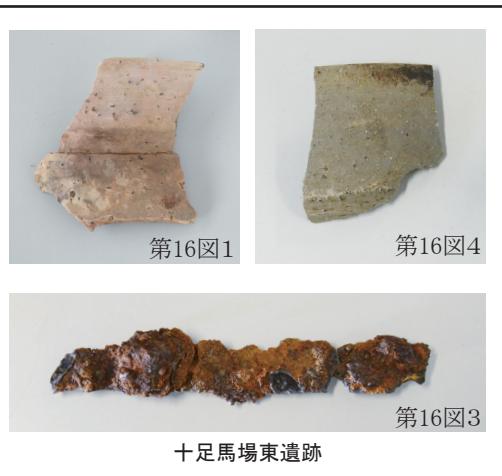
第10図16

第9図1

第11図20



第11図18



第16図1

第16図4

第16図3

十足馬場東遺跡

出土遺物

第4章 関連遺跡の調査

第1節 調査に至る経緯

第10次5年計画では、払田柵跡内の調査に加え、「払田柵跡関連遺跡の試掘調査等」も実施することを掲げている。これは、第7次5年計画（平成16～20年度）において初めて「払田柵跡関連遺跡の現況調査」として明文化したものである。関連遺跡とは、払田柵跡の実態解明には不可欠な「雄勝城」をはじめ、附属寺院・官衙・集落・生産施設・墓地等である。具体的な調査は、平成17年度の実地踏査に始まり、雄勝郡・旧平鹿郡のうち羽後町と横手市雄物川町を対象とした。この地区には8世紀代の古墳・須恵器窯跡・集落跡が集中する。平成17・18年度の踏査を経て、平成19年度に横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。以後、造山地区では平成21・23～28年度及び令和元・3・4年度に試掘調査を行った（第12図）。

令和元年度は、周知の遺跡である瑞袋遺跡の隣接地を試掘し、溝跡3条、竪穴状遺構1基等を検出した。溝跡のうち2条は東西方向で、10mの間隔で並行する。瑞袋遺跡の東側に位置する東槻遺跡でも、平成19年度の調査で並行する東西方向の溝跡2条が検出されており、両遺跡の溝跡の位置を図上で結ぶと、10m間隔で並行する溝跡がほぼ東西に延びていることが予想された。令和3年度には、瑞袋遺跡の溝跡想定地点を調査し、溝跡2条を検出した。この溝跡は、8世紀代に造成された東西道路の側溝の可能性が考えられる。



第12図 造山地区の地形と調査地位置図

第2節 調査の概要

1 猫袋遺跡第3次調査

- ・所在地：横手市雄物川町今宿字猫袋地内
 - ・調査期間：令和4年10月31日～11月11日
 - ・調査面積：N地区N-4トレンチ 2m²
 - ・調査協力：造山の歴史を語る会、横手市教育委員会
- 猫袋遺跡ではこれまでに幅10mの東西道路の側溝と推定される溝跡が4か所で検出されているが、想定位置の1か所のみ砂礫層が堆積していて溝跡の有無を確認することができなかった。今年度は、砂礫層の性格と溝跡の有無を確認するために、N-4トレンチ南端部を再調査した（第15図）。

調査の結果、部分的に堆積する砂礫層は、地山の細砂質シルト層よりも下位の段丘堆積物で、倒木痕により隆起した逆転層であることが判明した。この倒木痕の上部は周辺の細砂質シルトの地山土とともに削平され、その後、盛土されて現況の平坦な畠地となっている。倒木痕の形成時期は不明で、この地点における溝跡の有無は不明という結果となった。

2 十足馬場東遺跡

- ・所在地：横手市雄物川町造山字十足馬場地内
 - ・調査期間：令和4年10月31日～11月11日
 - ・調査面積：O地区O-1トレンチ 33m²
 - ・調査協力：造山の歴史を語る会、横手市教育委員会
- (1)遺跡の概要

十足馬場東遺跡がある造山地区は、北流する雄物川の右岸に形成された標高49～51mの河岸段丘上に立地する。段丘上はほぼ平坦であるが、中央部から南北になだらかに傾斜し、部分的に小規模な段丘崖が存在する。十足馬場地区には、平成19・21年に調査した十足馬場南遺跡、令和2年に雄勝城・駅家研究会が発掘調査し「驛長」墨書土器が出土した十足馬場西遺跡等、奈良時代の遺跡が複数存在する。調査地は十足馬場地区の北東部で、北側が東西方向の小段丘崖となる平坦面の縁辺部である。十足馬場地区の遺跡分布状況を確認することを目的に、周知の遺跡ではない畠地に長さ33m、幅1mの南北トレンチ（O-1トレンチ）を設定した。調査後、新発見の十足馬場東遺跡として周知された。

(2)基本層序

I層：耕作土（黒褐色土）、II層：畑の床土（黒褐色土）、III層：客土（黒色土）、IV層：地山漸移層（暗褐色土）、V層：地山（にぶい黄褐色土）である（第13図）。

V層上面の微地形は、南側が高く小段丘崖のある北側に向かって傾斜している。トレンチ北側の約5mの範囲ではIII層、IV層が認められたが、それ以外はIV層ないしV層まで削平が及んでいる。

(3)検出遺構と遺物

O-1トレンチで竪穴建物跡2棟（S I 04・06）、柱穴跡3基（SK P 01・02・03）を検出し、須恵器・土師器、刀子のほか、縄文土器、弥生土器が出土した。土器はいずれも破片である。

S I 04竪穴建物跡（第13図、図版7）

トレンチ北側でI層直下のV層上面で検出した。南北辺の長さが検出面で4.2mの方形で、床面までの深さは40cmである。東西辺の長さは4～5mと推定される。床面は平坦で、壁はほぼ垂直に立ち上がる。調査した範囲ではカマド、柱穴、壁溝等はなかった。埋土にはV層土の大ブロックが多量に含まれており、廃絶後に埋め立てたものと考えられる。遺物は出土しなかった。

S I 06竪穴建物跡（第13・16図、図版6・7）

トレンチ中央部でI層直下のV層上面で検出した。南北辺の長さは検出面では2.6mであるが、床面では2.2mである。床面までの深さは25cmである。東西辺の長さは2～3mと推定される。床面は平坦で踏みしめられて硬化している。壁は床面からほぼ垂直に立ち上がるが上部が崩落により大きく広がっている。調査した範囲ではカマド、柱穴、壁溝等はなかった。埋土は、壁面上部の崩落によると推定される地山土を含む黒褐色土で自然堆積である。埋土中から土師器甕（第16図1・2）、刀子（第16図3）が出土した。

S K P 01柱穴跡（第13・14図、図版7）

トレンチ南端付近でI層直下のV層上面で検出した。平面形は端部が丸い一辺約60cmの三角形に近い形で、深さは50cmである。底面は平坦であるが、壁の中央部に段があり、上部が一回り大きい。平面、断面の形状と埋土から、柱穴の一部を掘り返して柱を引き抜いたものと推定される。トレンチ外の他の柱穴とともに掘立柱建物跡を構成する柱穴と推測される。遺物は出土しなかった。

S K P 02柱穴跡（第13・14図、図版7）

トレンチ北端付近でIII層直下のIV層上面で検出した。平面形は直径約55cmの円形で、深さは56cmである。底面は平坦で壁はほぼ垂直に立ち上がる。埋土中に柱の痕跡はなく、地山土が多く混じる黒褐色土が層状に堆積していることから、本遺構全体が柱を抜き取るために掘り返した痕跡で、抜き取り後に埋め立てたものと推定される。遺物は出土しなかった。

S K P 03柱穴跡（第13・14図、図版7）

トレンチ北端付近でIII層直下のIV層上面で検出した。平面形は直径約60cmの円形で、深さは44cmである。底面は平坦であるが、壁の中央部の一部に段があり、上部が一回り大きい。平面、断面の形状と埋土から、柱穴の一部を掘り返して柱を引き抜いたものと推定される。遺物は出土しなかった。SKP 02・03は2m40cm（8尺）の間隔で南北に並び、S I 04・06竪穴建物跡の壁とも方向が一致する。

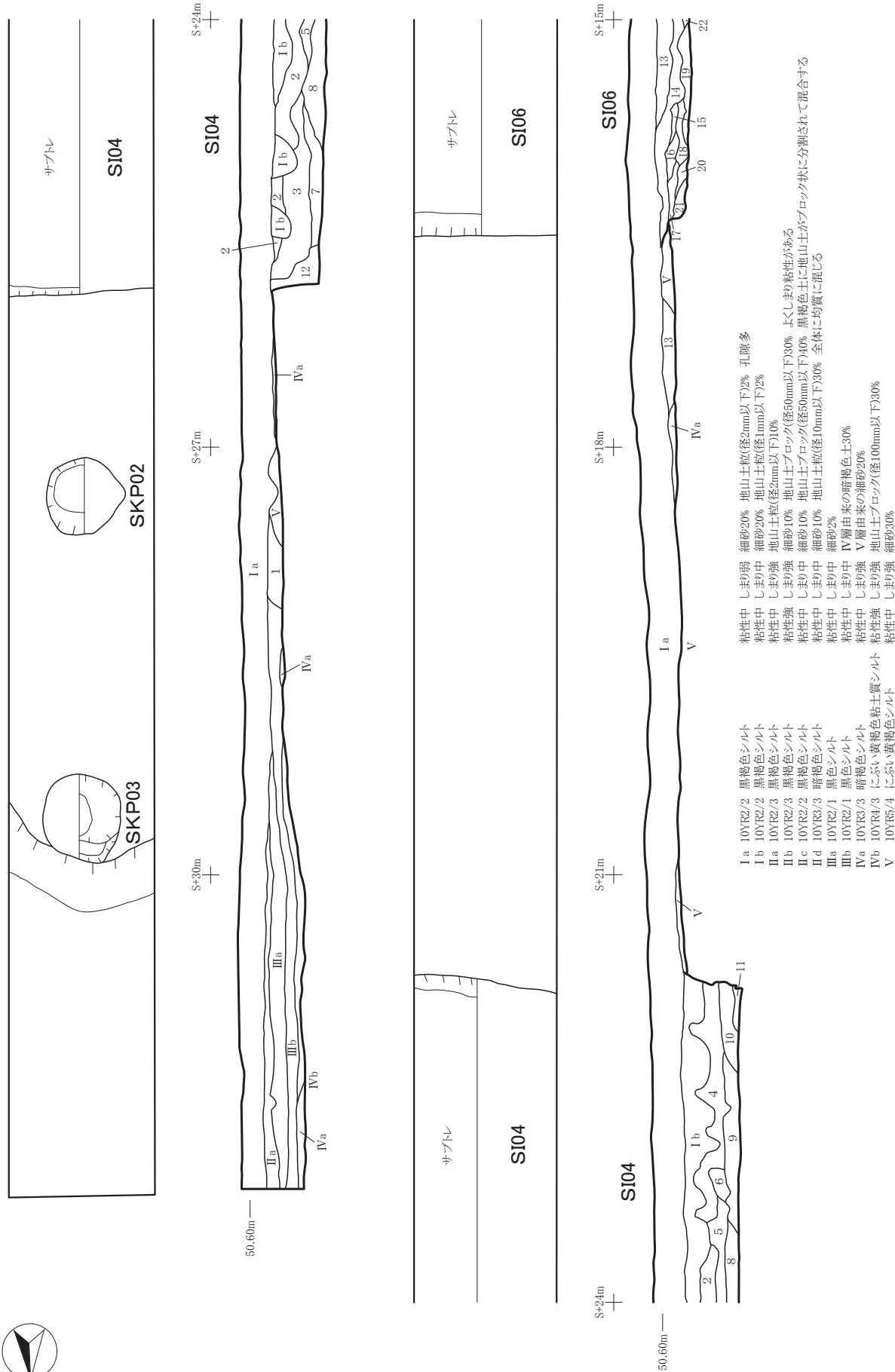
遺構外出土遺物（第16図、図版6）

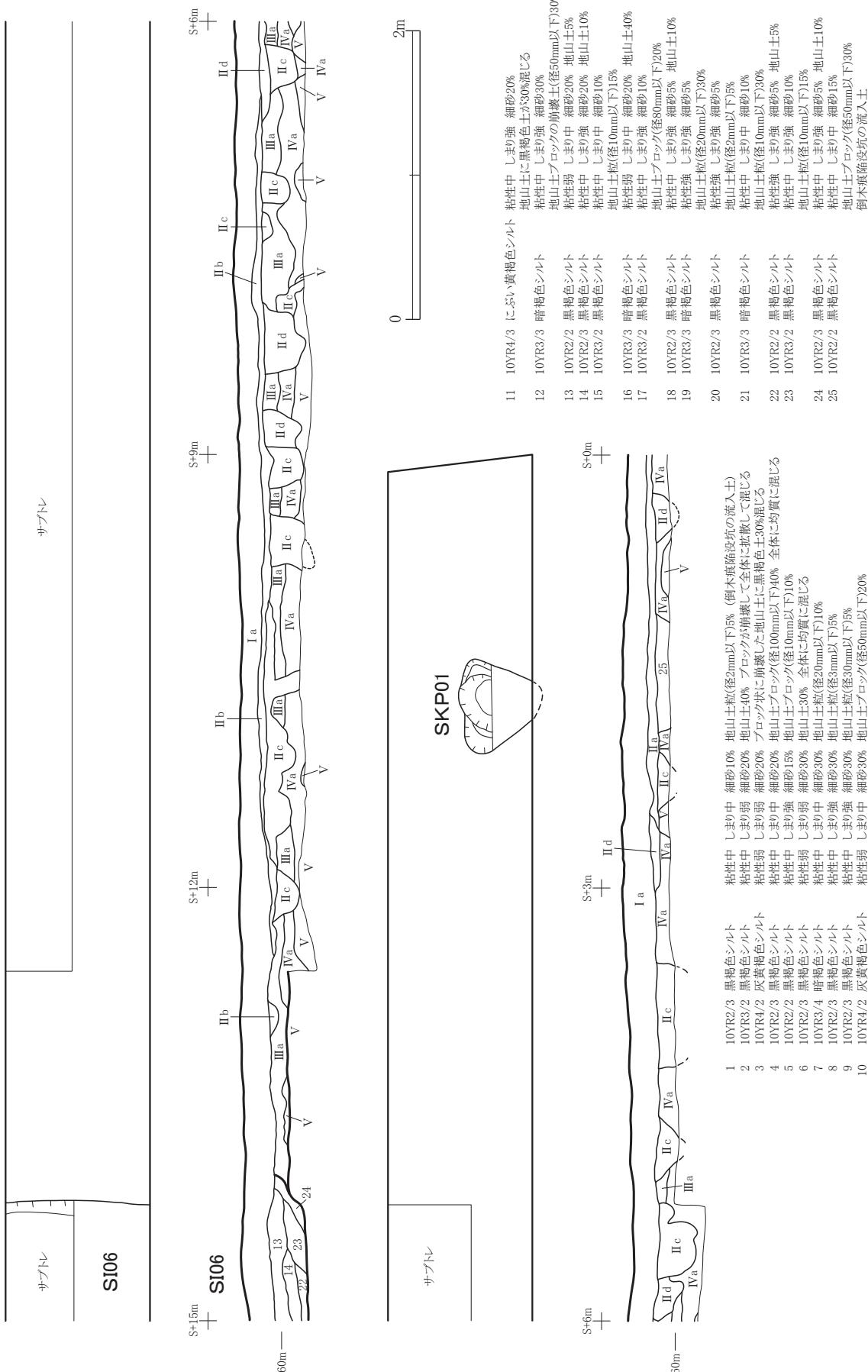
第16図4は小型の須恵器坏で、胴部下端に回転ヘラケズリ調整が施されている。6は縄文後期、7は弥生後期の土器破片である。

第3節 小結

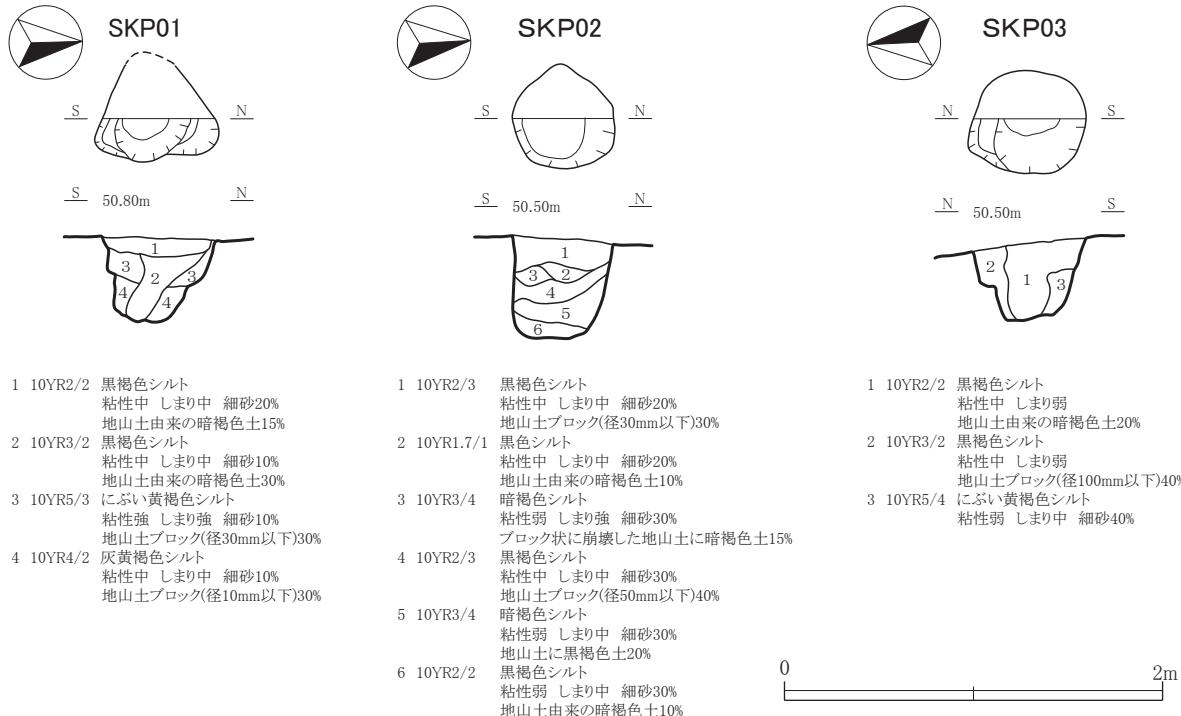
瑞袋遺跡第3次調査では、道路側溝と推定される溝跡の有無について判別不能であった。

十足馬場東遺跡の調査では、竪穴建物跡2棟、柱穴跡3基を検出し、奈良時代の土師器・須恵器が出土したことにより、新たな奈良時代集落跡の発見となった。十足馬場地区北側の東西方向に延びる小段丘崖付近では、小段丘崖の高低差を利用した土壘や溝等の区画施設は検出されなかった。これまでの調査結果から、本遺跡、十足馬場南遺跡、十足馬場西遺跡、十足馬場北遺跡を結ぶ十足馬場地区の平坦面全体に、主軸方向が同一の竪穴建物跡や掘立柱建物跡が多数存在している可能性が高まった。

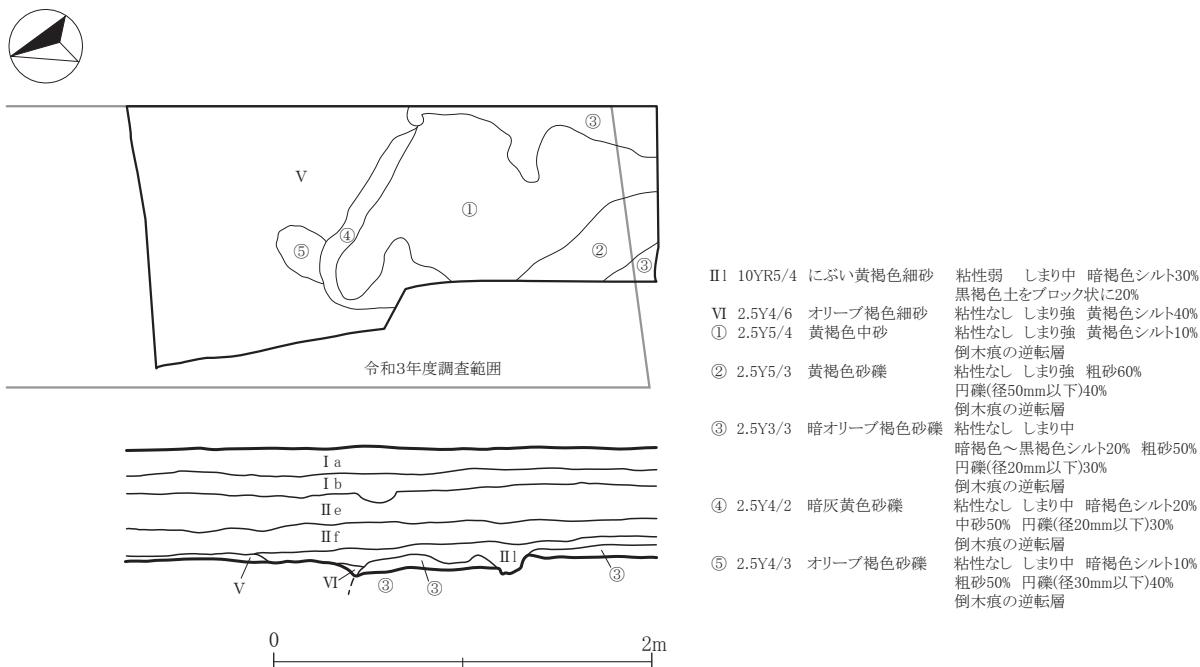




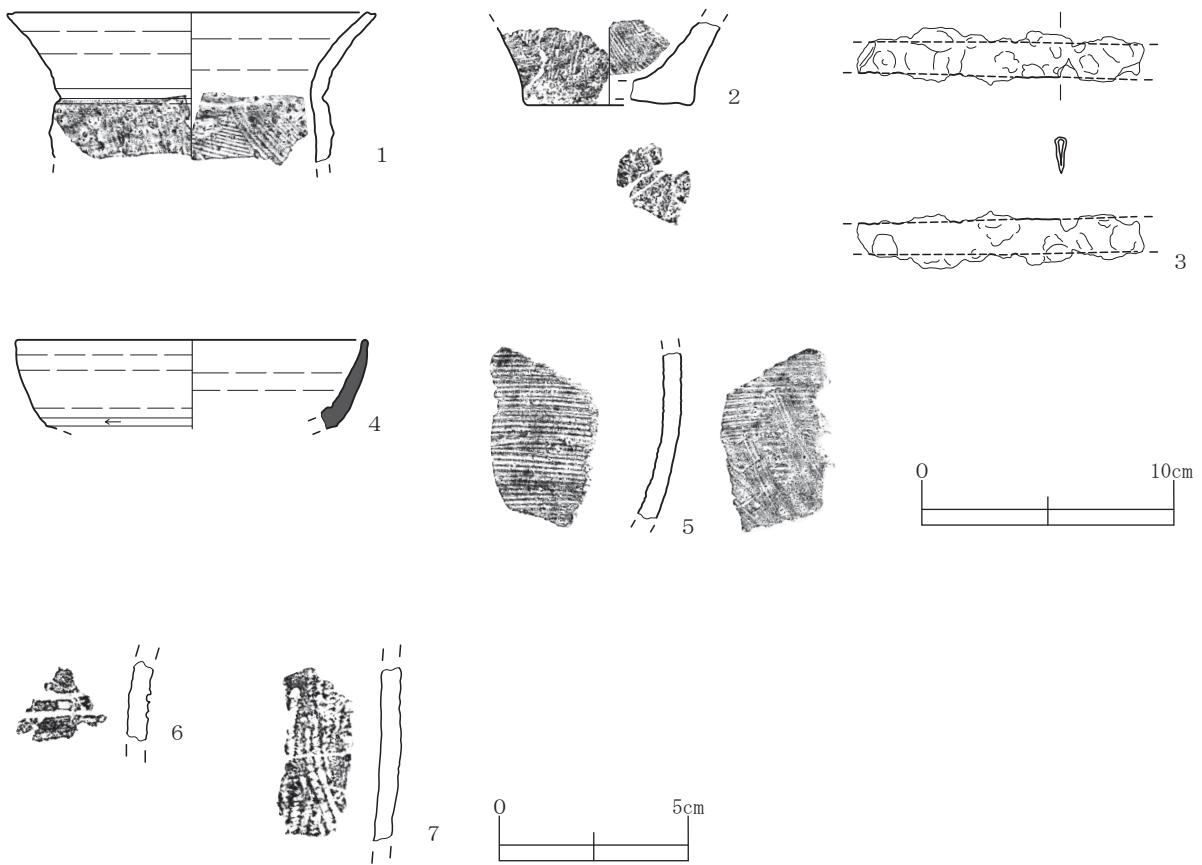
第13図 十足馬場東遺跡O-1 ドレンチ平面図・断面土層図



第14図 十足馬場東遺跡SKP01～03柱穴跡平面図・断面土層図



第15図 猫袋遺跡N-4 トレンチ平面図・断面土層図



No.	出土地点・層位		種別	器種	調整等			口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	重量 (g)
	遺構	層位等			外面	内面	底面				
1	SI06	埋土中	土師器	甕	口縁～頸部：ヨコナデ 胴部：縦方向ハケ目の痕跡	口縁～頸部：ヨコナデ 胴部：横方向ハケ目	—	(14.6)	—	—	24.9
2	SI06	埋土中	土師器	甕	胴部：縦方向ハケ目 下部：横方向ヘラケズリ	縦方向ハケ目	木葉痕→ナデ	—	(6.5)	—	25.9
3	SI06	埋土中	鉄製品	刀子	—	—	—	—	—	—	17.5
4	遺構外	0-1トレンチ 1層下	須恵器	坏	口縁～胴部：ロクロヨコナデ 下部：回転ヘラケズリ	ロクロヨコナデ	(回転ヘラケズリ)	(13.8)	—	—	8.5
5	遺構外	N-4トレンチ南端 排土中	土師器	甕	横方向ハケ目→一部縦方向ハケ目	横方向ハケ目	—	—	—	—	21.5
6	遺構外	0-1トレンチ 1層下	繩文土器	—	平行沈線文	—	—	—	—	—	2.6
7	遺構外	0-1トレンチ 1層下+排土中	弥生土器	—	LR繩文・縦回転施文	—	—	—	—	—	5.3

第16図 関連遺跡調査出土遺物実測図



1 十足馬場東遺跡
近景
(北西から)



2 十足馬場東遺跡
O-5 トレンチ
遺構検出状況
(北から)

第5章 調査成果の普及と関連活動

第1節 普及事業

今年度は、第156次調査期間中に「あおぞら講座・遺跡見学会」を開催した。後藤宙外採集考古資料の目録作成、過年度出土縄文土器の再整理を継続し、第7号漆紙文書の接合を行った。日常業務としてホームページの更新、資料貸し出し（3件）、問合せ対応（7件）等を行った。

(1) あおぞら講座・遺跡見学会 7月24日（日） 参加者30名

あおぞら講座「史跡払田柵跡－まもなく調査50年－」及び「払田柵跡第156次調査遺跡見学会」を現地（屋外）で開催した。

(2) 後藤宙外採集考古資料目録の作成

昨年度に引き続き全点の種別、注記、梱包状況等について調査し、一覧表を作成した。その後、後藤家から美郷町に寄贈された。

(3) 過年度出土縄文土器の再整理

未整理の縄文土器について、令和元・3年度に引き続き、選別と接合・採拓・実測を行った。

(4) 第7号漆紙文書の接合

第7号漆紙文書は未接合の細片が多く残っていたが、近畿大学文芸学部鈴木拓也教授による調査と接合作業の結果、ほぼ原形に近い形にまで接合された（本書附編に掲載）。

(5) 資料貸し出し

大仙市 大仙市払田柵総合案内所常設展示遺物（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

横手市教育委員会 令和4年度第2回雄物川郷土資料館特別展「『雄勝村』の土器－雄勝城時代の土器と造山遺跡群－」（令和4年7月20日～11月11日）

志波城古代公園 「北東北4城柵ネットワーク展」（令和4年8月30日～9月30日）

第2節 関連活動

(1) 後三年合戦美郷プロジェクト 講演会 令和4年6月11日（土） 美郷町公民館

講演「元慶の乱の『流霞道』を美郷町で考える」

(2) 秋田県歴史研究者・研究団体協議会「春の歴史フォーラム」 令和4年6月18日（土） 秋田市民交流プラザ

講演「払田柵跡研究の現状と課題－まもなく調査50年－」

(3) 大仙市仙北史談会学習会 令和4年6月24日（金） 仙北ふれあい文化センター、令和5年3月9日（木） 埋蔵文化財センター

報告「払田柵跡第155次調査」、報告「払田柵跡第156次調査」・企画コーナー展の展示解説

(4) 横手市教育委員会 第11回令和4年度後三年合戦沼柵公開講座「『雄勝村』の土器－雄勝城時代の土器と造山遺跡群－」 令和4年8月7日（日） 雄物川コミュニティセンター

講演・資料・動画配信「獅袋遺跡の道路跡」

- (5) 谷地薰「払田柵跡研究の現状と課題ーまもなく調査50年ー」『秋田歴研協会誌』第78号 令和4年
9月20日刊 秋田歴史研究者・研究団体協議会
- (6) 扉田柵跡環境整備40周年記念シンポジウム「史跡整備と活用を考える」 令和4年9月7日
(水) 大仙市民会館小ホール
第二部「払田柵跡の探求」のコーディネーターを務めた。(動画配信)
- (7) 六郷登山協会文化講演会 令和4年9月17日(土) 国之誉ホール
講演「黒森越えの道ー平安時代に二千人の軍勢が・・・?ー」
- (8) 埋蔵文化財センター パンフレット「史跡払田柵跡」 令和4年9月刊 製作協力
- (9) 史跡の里づくり委員会 扉田柵再現事業「よみがえる平安の柵」 令和4年10月17日(月)
高梨小学校・横堀小学校の5・6年生計102名に払田柵跡の概要を解説した。
- (10) 横手市里見公民館講演会 「雄勝城に浪漫を求めてIV-雄勝城造山説の提示と試掘調査結果速報ー」
令和4年12月4日(日) 里見公民館
報告「十足馬場東遺跡(仮)・獅袋遺跡の速報」
- (11) 埋蔵文化財センター 令和4年度第8回金曜講座 令和5年1月6日(金) 埋蔵文化財センター
講演・動画配信「払田柵跡とは何か」
- (12) 埋蔵文化財センター 企画コーナー展Ⅲ「払田柵跡と古代遺跡」 令和5年1月14日(土)~3月
21日(金) 埋蔵文化財センター特別展示室 制作協力
- (13) 埋蔵文化財センター 第3回出張展示「あきた遺跡発掘最前線2022」 令和5年3月3日(金)~
3月14日(火) 秋田県立図書館
展示「払田柵跡第156次調査」
- (14) 埋蔵文化財センター 令和4年度秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会 令和5年3月4日(土)
秋田県生涯学習センター
報告・資料「史跡払田柵跡第156次調査・十足馬場東遺跡」
- (15) 大仙市 史跡払田柵跡環境整備審議会 令和5年3月24日(金)

第3節 史跡払田柵跡の現状変更

令和4年度の現状変更・申請は第156次調査及び環境整備事業関連を除くと3件で、大仙市又は美郷町教育委員会の職員とともに立ち会い、状況を確認した。

第4表 現状変更一覧表

No.	申請者	申請地	申請理由	申請年月日	許可年月日	対応年月日
1	宗教法人 高梨神社	大仙市払田 字真山	姥杉後継樹植樹	令和3年6月11日	令和3年7月16日	令和4年7月6日
2	美郷町教育委 員会教育長	美郷町本堂 城回字百目木	住宅改築の現状 変更の可否判断	令和4年6月30日	令和4年7月22日	令和4年9月16日
3	個人	美郷町本堂 城回字百目木	既存住宅の改築	令和4年11月14日	令和4年12月16日	令和5年1月18日

払田柵跡調査事務所要覧

1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年三月二十六日 秋田県教育委員会規則第四号）
(生涯学習課の分掌事務)

第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

十三 払田柵跡調査事務所に関すること。

(略)

2 生涯学習課文化財保護室は、前項第六号に掲げる事務のうち文化財の保護に関するここと及び同項第九号から第十四号までに掲げる事務を分掌する。

(払田柵跡調査事務所)

第十三条 扟田柵跡調査事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所	大仙市

2 扟田柵跡調査事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 史跡払田柵跡の発掘及びこれに伴う出土品の調査研究に関するここと。
- 二 史跡払田柵跡の環境整備に関するここと。

2 職員

職	氏名	備考
(兼)所長	磯村 亨	本務 埋蔵文化財センター所長
(兼)副主幹(兼)総務班長	川本健太郎	本務 埋蔵文化財センター副主幹(兼)総務班長
(兼)副主幹	高橋 皇司	本務 埋蔵文化財センター副主幹
(兼)主任	皆川 哲	本務 埋蔵文化財センター主任
文化財主査(兼)調査班長	谷地 薫	(兼) 埋蔵文化財センター文化財主査
(兼)文化財主査	高橋 和成	本務 埋蔵文化財センター文化財主査

3 史跡払田柵跡調査指導委員会

史跡払田柵跡調査指導委員会設置要綱（平成17年4月1日）

(略)

2 設置

史跡払田柵跡の調査研究等の事業を適正に実施するため、史跡払田柵跡調査指導委員会（以下、「委員会」）を置く。

(略)

4 組織

委員会は、委員4名をもって組織し、考古学・古代史等の専門的知識を有する者のうちから、秋田県教育委員会教育長が委嘱する。

(略)

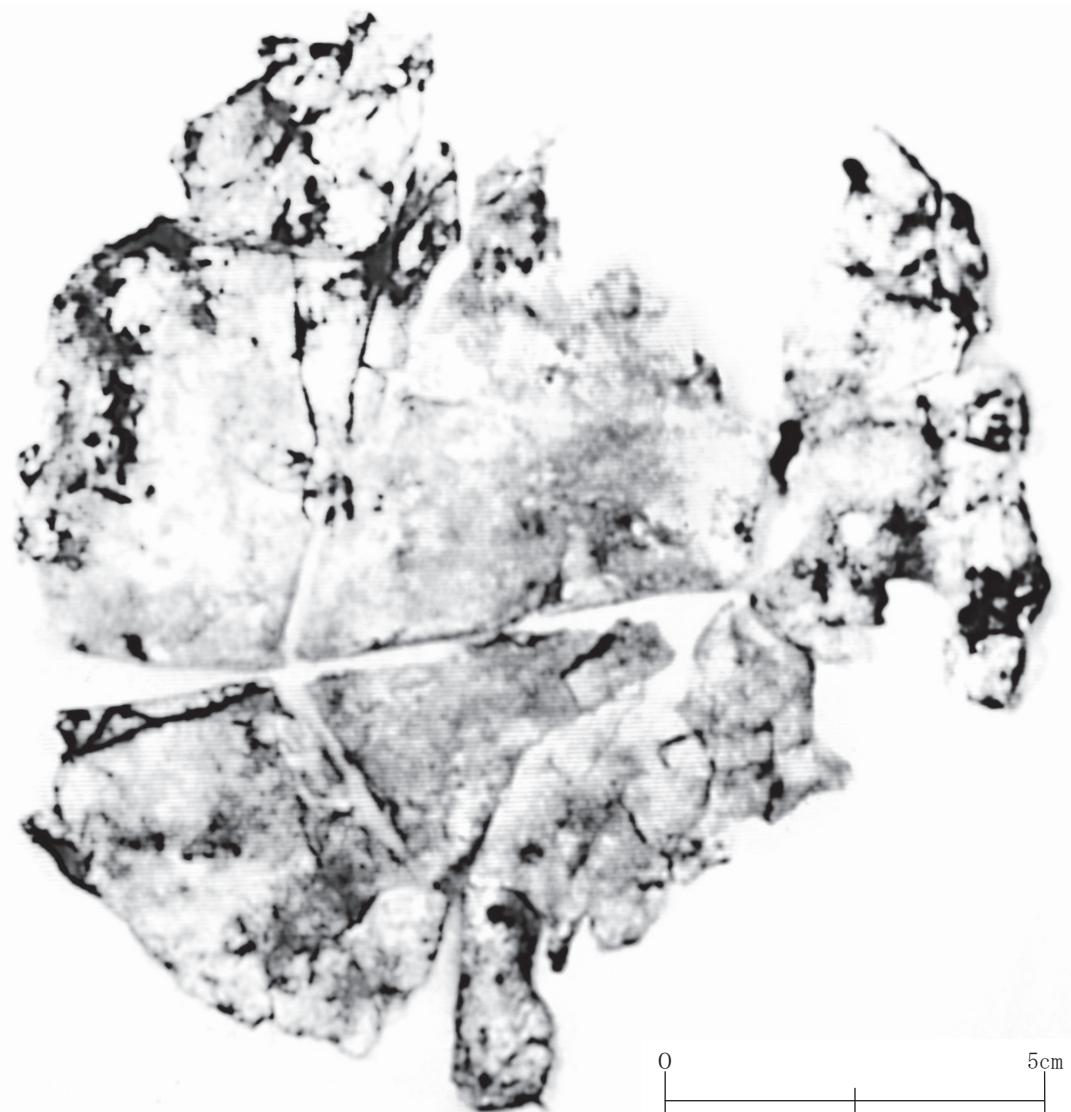
史跡払田柵跡調査指導委員名簿

	氏名	現職等	専門分野
委員	新野 直吉	秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長	古代史
委員	黒崎 直	富山大学名誉教授	考古学
委員	熊田 亮介	秋田大学名誉教授	古代史
委員	村田 晃一	宮城県教育庁文化財課技術主査	考古学

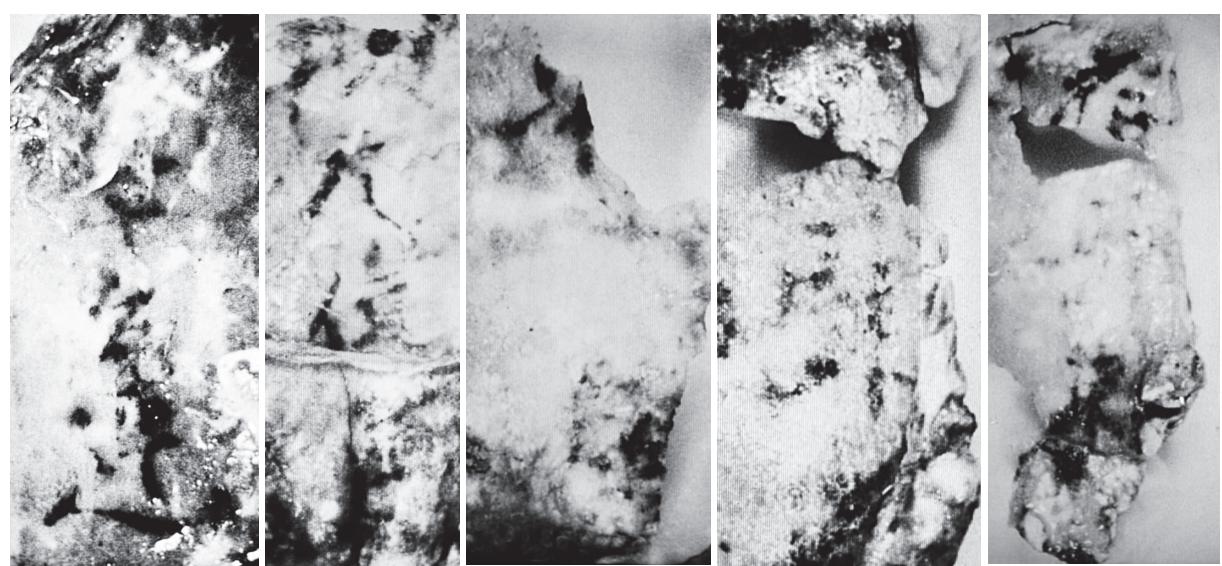
払田柵跡調査事務所の沿革

年月	事項
昭和49. 4	「秋田県払田柵跡調査事務所」を仙北町公民館（高梨字田茂木）内に設置。 第1次5年計画の調査を開始。第2次調査（外郭北門跡）を実施（昭和5年文部省による調査を第1次とする）。
49. 8	調査・研究の適正な実施を図るため、顧問2名を委嘱して指導体制を確立。顧問には秋田大学教授新野直吉氏（調査指導委員として現在に至る）、宮城県多賀城跡調査研究所長岡田茂弘氏を委嘱。
50. 6	岡田茂弘氏の文化庁転出に伴い、宮城県多賀城跡調査研究所長氏家和典氏に顧問を委嘱（昭和52年度まで）。
50.10	第7次調査（外柵南門跡北側）で「嘉祥二年」等と記された第4・5号木簡が出土。
52. 5	第12次調査で政庁正殿跡を検出。
54. 4	事務所を史跡内の払田字館前100番地にある独立した建物内に移設。第2次5年計画の調査を開始。
55. 3	第6回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。
56.10	秋田県埋蔵文化財センター開設に伴い、事務所も同所内に移転、現在に至る。
57. 8	常陸宮殿下・同妃殿下が政庁跡を視察される。
57.11	第49次調査でホイド清水（S E 550）から絵馬が出土。
58. 6	国立歴史民俗博物館教授岡田茂弘氏に再び顧問を委嘱する（調査指導委員として令和元年度まで）。
59. 4	第3次5年計画の調査を開始。
59. 5	第55次調査で外郭南門跡を検出。4時期であることを確認。
60. 3	正報告書第1集『払田柵跡I－政庁跡－』を刊行。
61. 4	事務所の名称を「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称する。
61. 5	第65次調査で外郭南門跡に接続する石塁を検出。古代東北城柵遺跡では唯一。
62. 5	第68次調査で外郭東門跡を検出。
63. 6	史跡の追加指定及び一部解除により、指定面積が894,618.64m ² となる。
平成元. 1	第73次調査で出土した外柵材木塙の角材3本を年輪年代測定し、最外年輪測定年代が西暦801年と特定されたことにより、外柵の設置年代すなわち城柵の創建がこの頃であることが確実となった。
元. 4	第4次5年計画の調査を開始。
元. 8	第81次調査で外郭西門跡の柱掘形を検出し、外柵・外郭線の8門跡を全て確認。
4. 7	第92次調査で、外柵南門西側に外柵材木塙が当初から設置されず開口する箇所があることを確認。
5. 7	第94次調査で外郭南門東方建物の柱掘形から「小針口公調米五斗」と記された第33号木簡が出土。
6. 3	仙北町、千畠町の国土調査施行により、指定面積が899,380.97m ² となる。
6. 4	第5次5年計画の調査を開始。
7. 2	第21回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。特集テーマ「払田柵跡発掘20年の成果から－城柵研究の新たな視点を求めて－」。
7. 3	『払田柵を掘る－払田柵跡調査20周年記念誌－』刊行。
8. 4	区画施設の名称を変更する。
8. 9	第107次調査（外郭北門跡東側）で、木道に転用されていた角材が上下端とも残存し、全長4.6mであったことから、外柵材木塙の高さが約3.6mと判明。
11. 3	正報告書第2集『払田柵跡II－区画施設－』を刊行。
11. 4	第6次5年計画の調査を開始。長森西側を主な調査対象地とする。

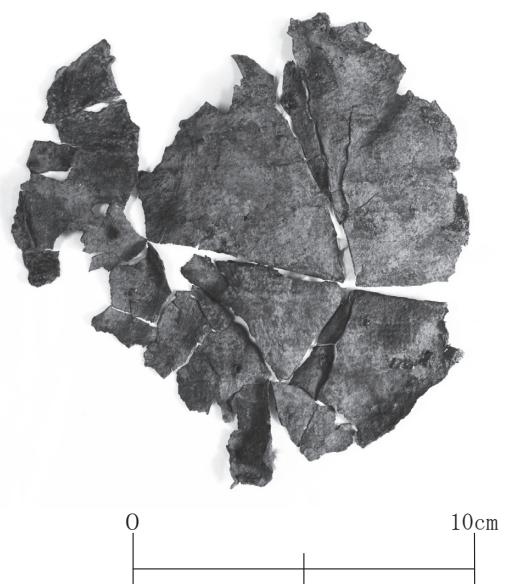
13. 9 第119次調査（長森西端部）で、緩斜面地を段状・平坦に整地した面に鍛治・鋳造関係の工房跡が複数存在することが判明。「出羽」「男賀凡酒坏」等と刻書された土器も出土。
14. 4 事務所に班制を施行。調査班、総務班となる。
- 15.10 第122次調査（長森中央西側）で瓦質土器、「宮城郷」「請稻」等と記された第6号漆紙文書が出土。
16. 4 第7次5年計画の調査を開始。真山地区を調査対象区に組み入れ、初めて「払田柵跡関連遺跡の現況調査」を明文化。
16. 9 第125次調査（真山の丘陵部）で初めて古代の火葬墓を検出。
17. 4 調査研究等の事業を適正に実施するため「史跡払田柵跡調査指導委員会」を設置し、顧問の2名、富山大学人文学部教授黒崎直氏（現在に至る）、秋田大学教育文化学部長熊田亮介氏（現在に至る）の4名に委員を委嘱。
- 19.11 関連遺跡の試掘調査として横手市雄物川町造山地区を試掘。8世紀代の集落遺跡（十足馬場南遺跡）を新発見。
20. 7 関連遺跡の内容確認調査として横手市町屋敷遺跡において「稻倉跡」とも推測される大型の総柱掘立柱建物跡を検出。時期は9世紀後半。
21. 3 正報告書第3集『払田柵跡III－長森地区－』を刊行。
21. 4 第8次5年計画の調査を開始。沖積地部を主な調査対象地とする。
21. 5 「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として、第139次調査（外郭線北西部）を実施。
- 21.11 関連遺跡の調査で、造山遺跡から8世紀中頃から後半の竪穴建物跡を検出。カマドの構造から坂東を出自とする集団による移民集落の住居跡か。
22. 8 「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として、能代市大館跡の調査を実施。
- 23.11 関連遺跡の調査で、造山Ⅲ遺跡を新発見。
- 24.11 関連遺跡の調査で、蝦夷塚北遺跡を新発見。
25. 8 第146次調査（外郭南門東側）で、第94次調査以来のS B1058掘立柱建物跡の全容を確認。大路西建物西側沖積地が広く盛土造成されていることを確認。
26. 4 第9次5年計画の調査を開始。長森南側の沖積地を主な調査対象地とする。
26. 8 扉田柵跡調査40周年記念講演会を開催。
26. 9 『払田柵跡調査40周年記念 扉田柵跡－発掘調査のあゆみ－』を刊行。
27. 8 第149次調査で、長森南側の丘陵裾部直下に土器焼成遺構を確認。
29. 8 第151次調査（外柵域南部）で「秋田城」「小勝城」「大目岡本」等と記された第7号漆紙文書が出土。秋田城と小勝（雄勝）城が同一の文書に記載された文書は初見。
- 令和元. 6 第10次5年計画の調査を開始。長森南側の丘陵裾部の沖積地を継続。
- 元.11 関連遺跡の調査として実施した貓袋遺跡で、8世紀代の出土遺物、道路側溝の可能性のある溝跡、垣堀が出土した竪穴状遺構を検出。
2. 2 第46回古代城柵官衙遺跡検討会を大仙市で開催。特集テーマ「未発見城柵の調査・研究の現状」。
2. 4 宮城県教育庁文化財課技術主査村田晃一氏（現在に至る）に調査指導委員を委嘱。
2. 9 第154次調査で、外郭南門付近から外郭線材木堆と並行して続く溝跡が、真山と長森の間を流れる小河川跡に接続することを確認。
3. 9 第155次調査で、真山と長森の間の沖積地において創建期の竪穴建物跡を検出。
- 4.11 関連遺跡調査で、十足馬場東遺跡を新発見。



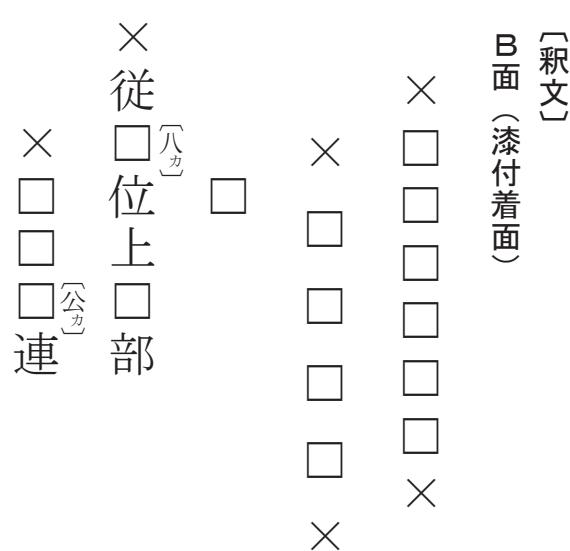
第6図 第7号漆紙文書写真(B面全体赤外線)



第7図 第7号漆紙文書写真(B面部分赤外線)



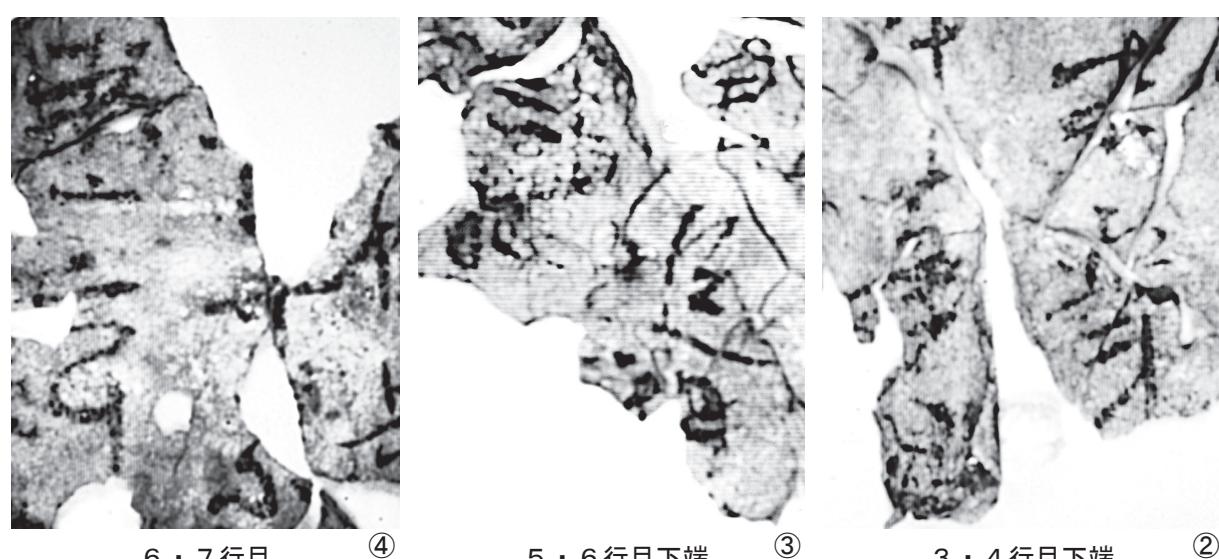
第5図 第7号漆紙文書写真
(A面破片接合状態)



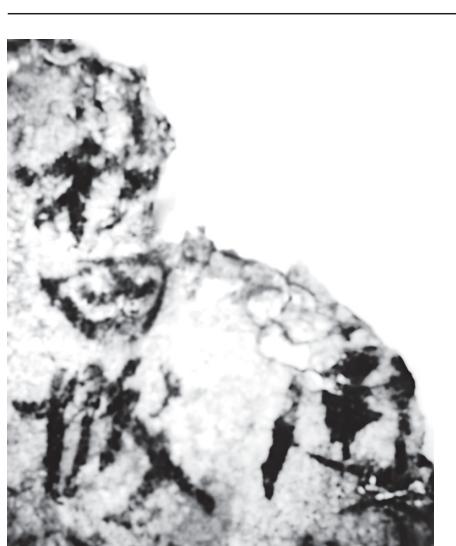
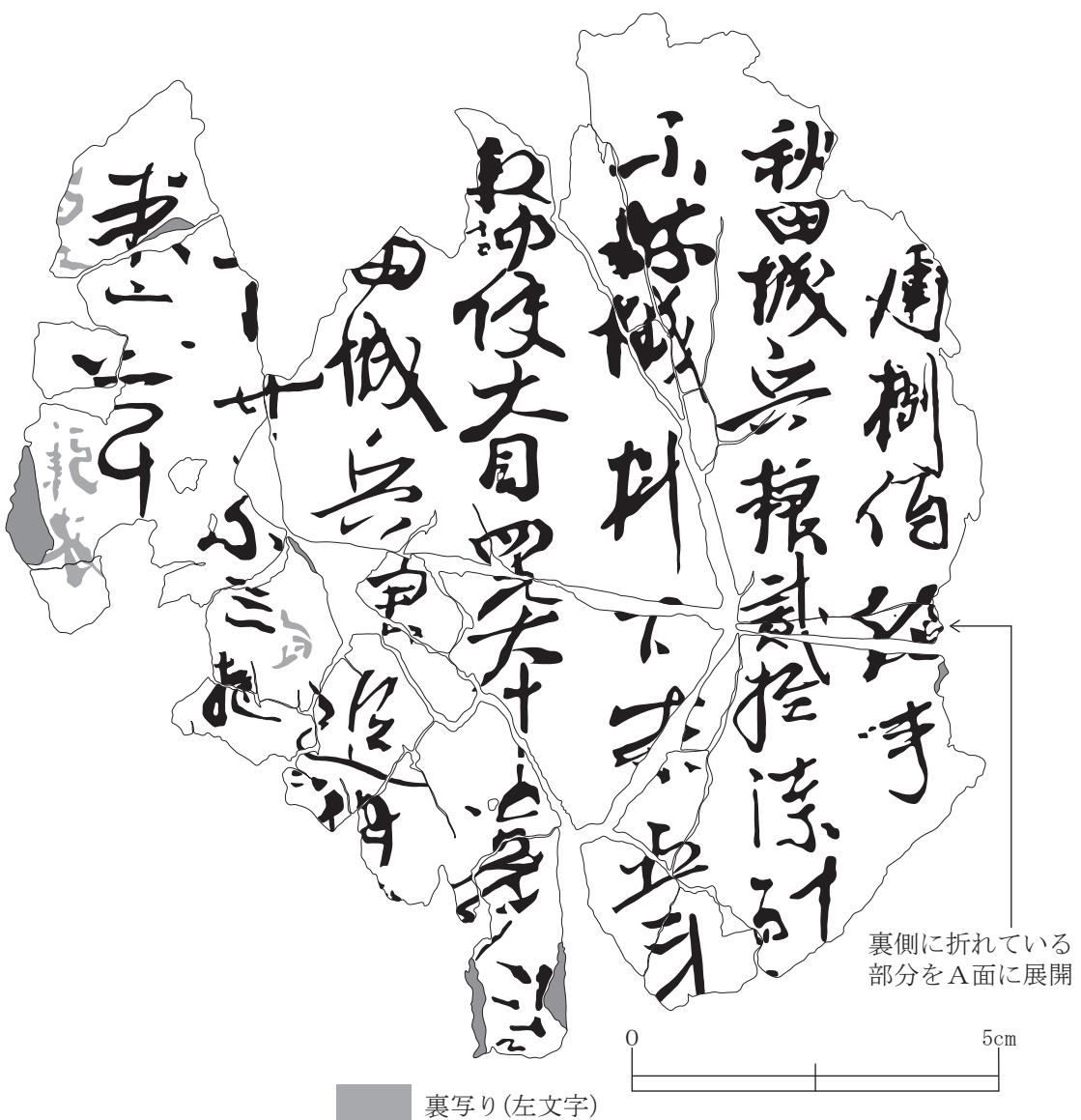
第4図 第7号漆紙文書B面実測図と釈文



第2図 第7号漆紙文書写真(A面全体赤外線)



第3図 第7号漆紙文書写真(A面部分赤外線)



1・2行目上端

米
□
斗
×

×□廿□束三把×

× 田城兵糧追口×

□ 収
□ 納
使 大 目 岡 本 □ □ ×

小勝城料下米五斗×

秋田城兵糧弐拾漆斛×

A面 [新文]

第1図 第7号漆紙文書A面実測図と釈文

以て戍と為し、兵士鎮兵一人も置くことなし。仍りて諸郡をして勇敢なる者を進めしむ。但し鎮兵は、旧より長上の料あり、調練に煩ひなし。兵士は只番上の糧を給ひ、教習に妨げあり。是に由りて、兵士千人に長上の糧を給ひ、「一府二城」に配戍して、以て非常に備へむ。請ふらくは三箇年將に許聴を蒙らむことを。

第七号漆紙文書A面にみられる「秋田城兵糧」が、この史料に見える兵士・鎮兵の糧として用いられたのか、あるいは臨時に徵發された兵に対して支給されたのかは不明である。しかし「秋田城」「小勝城」「（出羽）団」を記す本文書が、「一府二城」体制の解明に大きく寄与することは疑いない。今後の研究の進展に期待したいと思う。

- (1) 奈良文化財研究所『木簡庫』<https://mokkanko.nabunken.go.jp/ja/6AAID167000127>
- (2) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成一 正集卷一（一一一）（八木書店、一九八八年）七六頁（正集卷六）。
- (3) 『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九九一』（一九九一年）三一頁、『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』（一一〇〇八年）一一〇八頁・一二三三頁。
- (4) 『日本三代実録』元慶三年（八七九）六月二十六日乙酉条に、「出羽国司」がみえる。これは新訂増補国史大系本・増補六国史（朝日本）ともに、底本の「出羽団国司」を意改したものであるが、そのよう

に改める理由はなく、底本の「出羽団国司」を探るべきである。「出羽団」という軍團を管轄する国司の意味である。鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（同『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九二年）九四、九五頁。

- (5) 『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）六月辛酉条、『日本後紀』弘仁二年（八一二）七月辛酉条、『日本紀略』天暦元年（九四七）二月十八日甲戌条。
- (6) 『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月二十六日甲戌条（後掲）。
- (7) 『日本三代実録』元慶三年（八七九）六月二十六日乙酉条。

- (8) 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所『払田柵跡調査四〇周年記念払田柵跡－発掘調査のあゆみ』（二〇一四年）一八、一九頁。鈴木拓也「古代東北の城柵と出土文字資料」（『木簡研究』三三、二〇一一年）二九二、二九三頁。

- (9) 三上氏はこの見解を、『払田柵跡調査事務所年報一〇一八』のほか、「出土文字資料からみた払田柵の機能」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一二三一、二〇二二年）においても述べている。

- (10) 茨城県教育財団『常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書5 鹿子C遺跡漆紙文書－本文編一』（一九八三年）一一三、一一四頁（一二一号文書）。
- (11) 鈴木拓也「払田柵と雄勝城に関する試論」（同『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九七年）。
- (12) 三上喜孝「出土文字資料からみた払田柵の機能」（注（9）前掲）。
- (13) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（注（4）前掲）の考察結果により、原文の「或」を「戍」に、「好」を「妨」に改めた。

署が書かれていない公文書の案文とみれば不自然ではない。この見解は、今回4行目が「□部」で止まっていることが判明したことによつて、補強されたと言える。A面とB面の前後関係についても、三上氏が指摘する通りで、B面が文書の案文であるならば、B面が先に書かれ、それが不要になつた後、その裏面が帳簿（A面）として二次利用されたとみるべきであろう。

四 第七号漆紙文書と「一府二城」

扱田柵跡では、今までに「小勝」と記す墨書き土器が七点出土している。「小勝」だけなら雄勝郡の可能性もあるが、本文書で発見された文字は「小勝城」であり、これが文献に見える「雄勝城」を指すことは疑いない。出土文字資料としては、本文書の「秋田城」と同じく、初の発見である。「団」も出羽団とすれば初の発見となる。

扱田柵跡が雄勝城跡か否かは、最初の発掘調査が行われた一九三〇年以来、実に九〇年以上に及ぶ議論である。近年は九世紀初頭に雄勝郡内から山本郡内に移転してきた第二次雄勝城とする見解が有力になつておらず、私も二六年前からこれを主張している。⁽¹⁾ 扱田柵跡から「小勝城」を記した漆紙文書が出土したことは画期的な発見であるが、本文書は雄勝城説の決定的証拠とするには十分ではない。「小勝城」のほかに「秋田城」が記載されていること、作成主体と作成場所が不明であることなどがその理由である。

第七号漆紙文書A面がどこで誰によつて作成されたかは、難しい問

題である。A面は扱田柵でB面の反故を利用して作成されたと考えれば、扱田柵跡から出土することを説明しやすい。しかし記載内容を見てみると、「秋田城」と「小勝城」が並列の関係で書かれており、このことを重視すれば出羽国府である城輪柵で書かれた可能性もある。今回、「（出羽）団」の記載が見つかることにより、その可能性はより高まつたと言えるかもしれない。しかしそう考える場合、なぜこの漆紙文書が扱田柵跡から出土するのかを説明することが難しい。出羽国府において表裏を使つた紙を、扱田柵に送付することは、行政文書としては無論のこと、反故としても想定しがたいからである。

三上氏は、本文書が扱田柵（雄勝城）に駐在する国司によって作成されたと考え、「秋田城」と「小勝城」がともに客体化して書かれていることを、国司が主体となつて作成したという理由によつて説明している。⁽²⁾ 雄勝城に駐在する国司が、自分が拠点とする城柵を「小勝城」と書くかどうかは微妙なところであるが、秋田城・雄勝城より高层次の立場で書かれた文書であることは確かであろう。

九世紀の出羽国には、国府・秋田城・雄勝城からなる「一府二城」と呼ばれる支配体制が存在していた。本文書から浮かび上がつてくるのは、「一府二城」の重要性と、そこで行われていた財政運営の実態である。それに関わる『日本三代実録』元慶五年（八八一）三月二十六日甲戌条が引く出羽国解（原漢文）を掲げておく。⁽³⁾

兵士鎮兵惣べて一千六百五十人。鎮兵六百五十人、人毎に日糧一升六合を充て、二城を成る。^{まも} 兵士一千人、人毎に日糧八合を充て、分ちて六番を結び、國府に直す。而るに承前の國吏、健兒を

裏写りしたものである。B面の漆は厚く、A面からしか読めない文字もあるので、A面の図にB面の裏写り（左文字）を入れるとともに、灰色で表示して、A面の文字と区別した（第1図）。

以上がA面の概要である。施設名として「秋田城」「小勝城」（雄勝城）と「（出羽）団」（推定）が見え、品目として米と穎稻が見える。数字の書き方は不統一で、1行目の「捌百」、2行目の「貳拾漆」は大字であるが、これらと同筆関係にある3行目の「五斗」は小字である。6行目はすべて小字であるが、それと同筆関係にある7行目は大字を用いている可能性が高い。このような不統一が発生しているところをみると、正式な文書ではなく、米・穎稻の支出を書き継いだ非公式な帳簿とみるべきであろう。ただし文書の作成主体・作成場所を特定することは困難で、B面の内容を見てからあらためて検討することとする。

三 第七号漆紙文書B面の新釈文

〔B面（漆付着面）釈文〕

1	×	□	□	□	□	□	□	×
2	×	□	□	□	□	□	□	×
3	□	□	□	□	□	□	□	□
4	×	従	□	位	上	□	部	□
5	×	□	□	□	□	□	□	□

B面は漆付着面で、読み取れる文字が少ないので、A面に裏写りしている文字がある。B面から読み取った文字は黒、A面から読み取つて反転させた文字は灰色で図に表示した（第4図）。文字はA面より小さく細やかで、行間は広い。既発表の釈文は、4・5行目だけであったが、今回その前に三行あることが判明した。

1行目の三文字目は「宿」に似ており（第7図①）、4行目に「部」、5行目に「連」という姓に関わる文字があるため、「宿跡」の可能性も考えたが、その下の文字（四文字目）は弓偏が明確で、「引」の可能性がある（第7図②）。2行目は四文字ほど確認できるが、他の行より文字が大きく、字間も開いているようである（第7図③）。3行目は上部に一文字しか確認できなかつた。

4行目は、既発表の釈文では「□□位 □」としていたが、今回「位」の下に「上」を確認したので、「従」は読み切ることにした（第7図④）。その下の漢数字は、字配りを重視すれば「八」に見えるが、上部に僅かながら横画らしい墨痕が二本見えており、これ

を重視すれば既発表の釈文のように「六」が有力である。六位であれば国司クラスであるが、今回この人物が「□部」という部姓であることを確認したという消極的な理由から、八位の方がより蓋然性が高いと判断した。5行目の「連」は明確で、その上の文字については、「□」とする既発表の釈文の見解を踏襲した。ただし「公」のほか「名」の可能性もあるかもしれない（第7図⑤）。

B面の性格は不明であるが、三上氏が『年報二〇一八』で指摘しているように、「連」の下に文字が確認できないのは、署名部分に自

斗」と少ない。饗給（蝦夷に対する饗宴と食料・禄の支給）など別の用途であったとみられる。払田柵跡では第九四次調査で出土した第三三号木簡に見える「調米五斗」が、饗給に使用されたと考えられている。⁽⁸⁾ なお、「小勝城」の上の点は、「小」の縦画の起筆部分であり、合点ではない。本文書の「小勝」の字形は、払田柵跡第九三次・第一〇五次調査で出土した「小勝」の墨書き土器とよく似ている（『払田柵跡調査事務所年報一九九二』一九九三年、『同一一九九五』一九九六年）。

4行目には、出羽国司の第四等官である「大目」が見える。出羽大目の「岡本」がこの時に務めていたのが行頭の「□□使」で、読み切ることはできないものの、既発表の釈文において「収納使」と推定した三上氏の見解を支持したい。三上氏は、この行を国司の署名部分と解している。その根拠は、5行目に「(秋)田城兵糧」という2行目と同様の記載があることで、秋田城兵糧や小勝城料などの米の支出をそのつど（たとえば日ごとに）記録し、そのつど大目が確認して署名したのであろうと推定している。すなわち本文書は、支出する米の数量とその費目をそのつど記録し、それに対する国司（大目）による確認の署名がくり返し書かれた帳簿の一部であるという。⁽⁹⁾

この説は、接合が進んだ現段階においては、再検討の必要がある。まず4行目の「岡本」の下に複数の破片が接合した結果、新たに二文字が現れた（第3図②）。墨痕に合致する姓（カバネ）は見出しがたく、人名の可能性が高い。やや崩れた字形ではあるが、異筆（自署）とまでは言えない。さらに5行目の「(秋)田城兵糧」の下に「追□」

（第七一二号文書）が接合したことにより、5行目の秋田城兵糧は、2行目の秋田城兵糧に対する追加分である可能性が高まつた（第3図③）。そして6・7行目が接続できたことにより、1行目から5行目までが同筆で、6・7行目が異筆であることが判明した。全体図・全体写真（第1・2図）を見れば明らかのように、1行目から5行目までは概ね行書であるが、6・7行目は草書に近く、5行目までとは明らかに異筆である。4行目で大目が確認の自署を行つたとすると、6行目から筆跡が変わるのは不自然である。「大目岡本」の上が「収納使」と読めるならば、大目は支出に関わったとみるよりは、収納に関わったとみるべきであろう。この行は、出舉の収納を担当した大目に対する食料などの支給を記録していた可能性がある。

6・7行目は概ね第七二号文書に当たる。6行目の「廿」がある部分は、第七二号文書と元の第七号文書との唯一の接点である（第3図④）。既発表の釈文では、6行目の四文字目を既に「□^{束カ}」と読んでいたが、今回その下に「三把」を接合できることにより、「束」と確定した。「束」は「尔」のような字形であるが、これが「束」の崩し字であることは、同様の文字が多数見つかった鹿の子C遺跡漆紙文書の報告書に詳述されている。⁽¹⁰⁾ 「束」「把」は穎稻（イネ）の単位で、本文書で品目が穎稻とわかるのは6行目のみである。なお、「束」「把」の釈読については、富山大学の鈴木景一氏より貴重なご教示を賜つた。記して感謝の意を表する次第である。

6行目の「三」の右側（第3図③）と、7行目の「米□^{戸カ}斗×」の左側に、A面の行配りに合わない墨痕があるが、これはB面の文字が

二 第七号漆紙文書A面の新釈文

〔A面釈文〕

1	秋田城兵糧貳拾漆斛×
2	小勝城料下米五斗×
3	□ ^{〔収納カ〕} 使大目岡本□□×
4	×田城兵糧追□×
5	×□甘□束三把×
6	米□ ^{〔戸カ〕} 斗×
7	

説明の便宜のため行番号を付した。4行目の「本」の下の「□」と5行目の下端（「追□×」）が第七一二号、6行目の「束」までと7行目が第七一三号文書に当たる。1行目の「団」は旧字の「團」、4行目の「岡」は異体字の「罿」であるが、通例に従つて常用漢字に改めた。「壹」「貳」も同様に「壱」「貳」に改めた。

1行目の「団」は、文字の上部を漆の塊が覆っていたが、その一部を慎重に外したところ、明瞭な横画が現れ、「団」と判読できた（第3図①）。国構えの最終画を左から書かず、右下から左側に撥ねて書いているが、同様の「団」の例として、平城宮跡出土の文書軸に記された「肥後国第三益城軍團養老七年兵士歴名帳」、天平宝字二年（七五八）八月十一日の越前国司牒に見える「丹生団」などがある。また国構えの中の崩し方は、多賀城跡第六〇次調査で出土した九世紀

中頃の墨書土器「石□」^{〔團カ〕(3)}に類似する。「団」の上には二文字ほどの欠失が想定されるので、「出羽団」と書かれていた可能性が高い。九世紀における出羽国の軍団は、国府がある出羽郡に置かれた出羽団のみであった。⁽⁴⁾「捌佰」（八百）の下の二文字は大字の数字か単位と想定されるが、今のところ判読できない。品目の記載もないが、あるいは欠損している前行にあつたのかもしれない。

2行目の「秋田城兵糧貳拾漆斛×」は、既発表の釈文とほぼ同じであるが、二点変更した。一つは、既発表の釈文では「秋田城」の上に合点を想定していたが、「秋」の文字が当初の想定より上に延びると判明したことなどから、合点が入るスペースはないと判断した（第3図①）。また下端の「斛」は、既発表の釈文では「□」としているが、精査の結果、読み切つてよいと判断した。「兵糧」という用語は、古代東北では征討・合戦に関わって用いられており、これを本文書にも適用できるとすれば、三上氏が『年報二〇一七』において示した元慶の乱に関する兵糧支出という想定も十分に考慮する必要がある。兵糧米「貳拾漆斛」（二七石=二七〇〇升）を、鎮兵の日糧一升六合⁽⁶⁾で割ると一六八七・五となり、約一七〇〇人分の日糧に相当する。秋田城の鎮兵四五〇人の日糧と仮定すると三・七五日分である。

3行目の「小勝城料下米五斗×」の「米五」は、既発表の釈文では「□^{〔戸カ〕}^{〔五カ〕}」としていたが、下端に「五」の下半分と「斗」を含む破片を接合できることにより、「米五斗」と確定した（第3図②）。秋田城の米が、後述する5行目も含めて「兵糧」であるのに対して、「小勝城」の「料」として下された米は兵糧とは記されず、量も「五

附編

扱田柵跡第一五一次調査出土第七号漆紙文書の接合と再々釈読

近畿大学文芸学部 鈴木 拓也

一 再々釈読の経緯と接合の状況

第七号漆紙文書は、二〇一七年の扱田柵跡第一五一次調査で出土した。三上喜孝氏の釈読により、出土文字資料として初めて「秋田城」の文字が確認され、扱田柵と秋田城との関係を示す新資料として注目された（『扱田柵跡調査事務所年報二〇一七』二〇一八年三月）。

二〇一八年八月、私は大仙市の扱田柵跡環境整備審議会に出席し、その翌日に秋田県教育庁扱田柵跡調査事務所にて、現物を観察する機会を与えられた。断面の観察に基づいて、破片の並べ方を修正したところ、同文書から新たに「小勝城」の文字を発見した。この発見を受けて、三上氏による再釈読が行われ、新たな釈文が提示されるとともに、扱田柵跡調査事務所によつて破片の接合が進められ、未接合の破片が第七一二号・第七一三号という二点の文書にまとめられた（『扱田柵跡調査事務所年報二〇一八』二〇一九年三月）。

漆紙文書は非常にデリケートな遺物であり、複数人が入れ替わって調査することはあまり好ましくない。しかし「小勝城」発見の重要性に鑑みて、私は引き続き第七号漆紙文書に関わることを許され、公用で大仙市を訪れるたびに、扱田柵跡調査事務所にて接合作業と釈読

を進めた。その結果、第七一二号・第七一三号文書を含む未接合の破片を、第七号文書本体に接合することに成功した。

A面（漆が付着していない面）から見た場合、中央から右側にかけて広範囲を占めるのが四折の漆紙を展開した部分で、これが元々の第七号文書である（第1・2・5図）。その下端から左上にかけて帶状に並ぶ一二点の小片が、今回接合できた部分で、この中には第七一二号・第七一三号文書も含まれる。第七一二号文書は元の第七号文書の左下に接合できたが、第七一三号文書は元の第七号文書との接点がごく少なく、第七一二号文書の左側に別の破片を付け足すことによって、第七号文書全体の左端に接合できた。一部を欠くものの、全体として円形を呈しており、直径は約一五センチメートルである。

接合が進んだことで新たに読めた文字があり、釈文もA面が五行から七行に、B面（漆付着面）が二行から五行に増えた。また「秋田城」「小勝城」に加えて、「出羽國」と推定される記載も見つかつた。このため『年報二〇一八』における釈文（以下、既発表の釈文と呼ぶ）を更新する必要が生じたので、ここに再々釈読として新たな釈文を提示する。なお、本文書の廃棄年代は九世紀末とされる。

報告書抄録

ふりがな	ほったのさくあと　だい156じちょうさ　かんれんいせきのちょうさがいよう							
書名	払田柵跡－第156次調査・関連遺跡の調査概要－							
副書名	払田柵跡調査事務所年報2022							
巻次								
シリーズ名	秋田県文化財調査報告書							
シリーズ番号	第530集							
編著者名	谷地薫							
編集機関	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所							
所在地	〒014-0802 秋田県大仙市払田字牛嶋20番地 TEL 0187-69-2442							
発行機関	秋田県教育委員会							
所在地	〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 TEL 018-860-5193							
発行年月日	西暦2023年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
払田柵跡	あきたけんだいせんしほつた 秋田県大仙市払田	212	53-1	39度 28分 06秒	140度 32分 57秒			
	あきたけんせんぼくくんみさとちょう 秋田県仙北郡美郷町 ほんどうしまわり 本堂城回	434	54-1	経緯度は世界測 地系による政庁 跡での数値				
	【第156次調査地】 だいせんしほつたあざたてまえ 大仙市払田字館前					20220601 ～ 20221118	196m ²	史跡内容確認 調査
貓袋遺跡 (第3次調査)	よこてしおものがわまち 横手市雄物川町 いましょくあさまみぐろ 今宿字貓袋	203	60-61	39度 16分 55秒	140度 26分 06秒	20221031 ～ 20221111	2 m ²	保存目的内容 確認調査
十足馬場東遺跡	よこてしおものがわまち 横手市雄物川町 つくりやまあざとあしばば 造山字十足馬場	203	60-134	39度 16分 58秒	140度 25分 55秒	20221031 ～ 20221111	33m ²	遺跡分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物	特記事項		
払田柵跡 (第156次調査)	城柵跡	平安時代	溝跡 道路跡 河川跡	3条 1条 1条	須恵器 土師器 中世陶器 他	外郭線に並行するSD2154溝跡の一部 を検出。この溝跡が接続する河川跡 の位置を確認した。		
貓袋遺跡 (第3次調査)	集落跡	奈良時代	倒木痕	1基	土師器	8世紀の道路側溝の推定位置で倒木 痕を検出。		
十足馬場東遺跡	集落跡	奈良時代	堅穴建物跡 柱穴跡	2棟 3基	須恵器 土師器 刀子 他	堅穴建物跡と掘立柱建物跡の柱穴を 検出。新発見の遺跡。		
要約	払田柵跡第156次調査は、第10次5年計画の4年次である。第154・155次調査に引き続き外郭西門 の南側、真山と長森に挟まれた沖積地を調査した。 外郭線の外側に並行するSD2154溝跡の一部を想定した位置で検出。この溝跡の西端が接続する SL2211河川跡の流路の位置を確認した。調査対象地は、城柵創建期の堅穴建物跡と焼土遺構、 9世紀末～10世紀初頭ごろの溝跡以外は遺構が希薄で利用の低調な区域と推定される。他の溝跡と 道路跡は、埋め立て土に須恵器系中世陶器壺の破片が含まれ、近世以降と推定される。 附編として、鈴木拓也「払田柵跡第一五一次調査出土第七号漆紙文書の接合と再々釈読」を掲載 した。							
	貓袋遺跡では、8世紀の道路側溝の想定位置を調査したが、倒木痕により溝跡の有無は確認でき なかった。							
	十足馬場東遺跡では、壁の方向が東西又は南北に一致する方向でそろう堅穴建物跡2棟を検出し た。掘立柱建物跡の柱穴も同じ方向で並ぶ。主軸方向のそろう堅穴建物跡や掘立柱建物跡が多数存 在する集落跡であることが判明し、新発見の遺跡として周知された。							

秋田県文化財調査報告書第530集

払田柵跡調査事務所年報2022

払 田 柵 跡

- 第156次調査・関連遺跡の調査概要 -

印刷・発行 令和5年3月

編 集 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

〒014-0802 秋田県大仙市払田字牛嶋20番地

電話 (0187) 69-2442 FAX (0187) 69-3330

発 行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話 (018) 860-5193 FAX (018) 860-5816

印 刷 株式会社三森印刷

